

平成 2 1 年度  
福島県森林審議会議事録  
(第 3 回)

日時：平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 (火)  
場所：杉妻会館 3 階 百合

福島県農林水産部  
森 林 計 画 課

## 平成21年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成21年12月22日（火）10時30分～16時00分
- 2 場 所 杉妻会館 3階 百合
- 3 出席委員 12名

司会  
(廣畑主幹)

本日は、年末の御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。よろしくお願いいたします。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので御了承願います。

傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますので御協力をお願いいたします。

それでは、只今より、福島県森林審議会を開催します。

はじめに、木村会長に御挨拶をお願いします。

木村会長

福島県森林審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会は「新たな福島県農林水産業振興計画（仮称）」の策定に向け、昨年度から審議を進めているところでありますが、これまで、現計画の総点検結果、計画策定に当たったの基本的な考え方、めざすべき姿、そして前回は、中間整理案について審議いただき、活発な意見等が出されたところで、本日はこれを踏まえまして、計画の取りまとめ案について、県より説明を受けることとなっております。

また、当審議会は12月9日、県より「阿武隈川地域森林計画（案）並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更（案）」について、諮問を受けております。

これらは、今後の森林・林業施策の方向性や施策内容を示す重要な計画となりますので、委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

つづきまして、鈴木農林水産部長より御挨拶を申し上げます。

農林水産  
部長  
(鈴木部長)

農林水産部長をしております。鈴木でございます。

森林審議会が開催されるにあたり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、年末のお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の森林・林業行政の推進につきまして、御指導を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、県では、来年度から5年間の県政運営の基本指針となる福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の策定を進めてまいりましたが、12月の県議会におきまして御議決をいただき決定されたところです。

本計画では、めざすべき将来の姿の一つとして、環境へ負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換を明らかにしたところであります。

これらを実現するためには、県内の森林・林業の役割は、益々重要となっているところでございまして、これまで御審議いただいております「新たな福島県農林水産業振興計画（仮称）」や地域森林計画の中で、森林・林業に関する具体的な施策の方針を定め、計画的な森林施業による適正な管理や林業・木材産業の健全な発展、これらをとおしまして持続可能な社会の形成を目指すことが大切であると考えております。

本日は、「阿武隈川地域森林計画（案）並びに奥久慈、会津、磐城地域森林計画変更（案）」と、これまで委員の皆様や県民の皆様からいただきました御意見を踏まえた「新たな福島県農林水産業振興計画」（とりまとめ案）等について御審議をいただくこととしております。

また、森林環境税が平成22年度で課税期間が満了いたしますことから、森林環境税を活用した事業の今後のあり方について、県民にアンケート調査等を実施しております。その結果についても報告させていただき、ご意見を頂ければと思っております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

司会

ここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。「配布資料一覧表」をご覧ください。

地域森林計画関係の資料は、事前に郵送いたしました資料 地（地域森林計画関係資料）1～11、参考資料「森林・林業関係用語集」、「阿武隈川地域森林計画書（案）（附属資料）」、及び本日配布しました「スライド画像集」となります。

つづいて、「配布資料一覧表」の裏面をご覧ください。

新たな福島県農林水産業振興計画関係の資料は、資料1～3となります。

また、森林環境税に関する資料は、資料 環（森林環境税関係資料）1及び2となります。

その他、次第、委員名簿、出席者名簿、座席表、諮問文の（写）をお配りしております。

お持ちでない資料がございましたら、お申し付けください。

司会

それでは、次第4の報告に移らせていただきます。4点ほど報告させていただきます。

1点目、委員の出席状況でございますが、斎藤いち子委員と、山本美穂委員から欠席のご報告をいただいております、委員総数14名のところ現在11名の出席となっております。なお、原田委員におかれましては、少し遅れるとのご連絡を頂戴しております。

したがいまして、福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に2点目でございます。委員の委嘱状況でございますが、お配りしております「福島県森林審議会委員名簿」の裏面をご覧ください。

町村会における人事異動に伴い、山口委員が解嘱となり、新たに津金猪苗代町長を委員として委嘱しております。

本日、津金委員のご出席をいただいておりますので、御紹介いたします。

津金委員

福島県町村会から参加させていただきました。猪苗代町長の津金と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。

司会

ありがとうございます。つづいて3点目でございます。現地調査の実施状況ですが、森林・林業の現状を踏まえた地域森林計画の樹立に向けて、去る7月31日から8月1日にかけて、県北・県南農林事務所管内において現地調査を実施いたしました。

国有林内における複層林施業の取り組みや、西郷村の「太陽の国」における治山事業の実施状況、白河市の路網整備による間伐の実施状況などを調査いただきましたが、その状況につきましては、資料 地-11「森林審議会現地調査報告」によりご確認をお願いし、報告とさせていただきます。

つづいて4点目、地域森林計画に関する諮問についてで、ございますが、お手元に諮問文の（写）をお配りしておりますとおり、平成21年12月9日、知事は森林審議会に対し、「阿武隈川地域森林計画（案）並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更（案）」について諮問しており、委員の皆様には計画（案）を事前にお送りさせていただいております。

なお、部長は、所用によりここで退席させていただきます。

それでは、次第5の議事に移らせていただきますが、議長は、福島県森林審議会規定により、会長が就くこととされておりますので、議事進行を木村会長をお願いいたします。

なお、議事案件ではありませんが、「森林環境税に関するアンケート調査結果等」についても報告させていただく予定としております。

それでは、木村会長をお願いします。

木村会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項により、議事録署名人を2名、指名いたします。

外山武比古委員と古川ますみ委員をお願いします。

本日の審議案件は、森林保全部会委員の指名、地域森林計画に関する事項、新たな農林水産業振興計画（とりまとめ案）に関する事項、そして、報告事項として、森林環境税に関する県民アンケート調査結果等となっております。

それでは、議事の（1）森林保全部会委員の指名に入ります。森林保全部会は、林地開発案件や森林病虫害等防除法の関連事項等について審議する機関で、現在は委員数を7名としております。

本日の委員の指名は、山口委員の解囑により欠員が生じていた森林保全部会委員1名を指名するものです。

森林保全部会委員は、「福島県森林審議会森林保全部会規程」第2条で、森林審議会長が指名することと定められておりますので、私より指名させていただきます。

新たな委員を津金委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事の（2）、議案第1号「阿武隈川地域森林計画（案）及び奥久慈、会津、磐城地域森林計画変更（案）」に関し、計画の概要について、説明をお願いします。

森林計画  
課主幹  
(加藤主幹)

森林計画課主幹の加藤です。御説明させていただきます。

関係資料は資料地－1～9になりますが、説明はスライドにより行わせていただきます。なお、スライド画像集をあわせてお配りしておりますので、そちらも参考をお願いいたします。

それでは、前方のスライドをご覧ください。

はじめに、森林計画制度の概要を簡単に説明させていただきます。

#### **【1. 図】 森林計画制度体系図**

森林計画は国が策定する森林・林業基本計画、それに即して全国森林計画がございます。その下に本日御審議いただく地域森林計画が位置づけされております。これが民有林に対しての計画となりまして、同じように国有林に対しての計画は地域別の森林計画が別途ございます。地域森林計画に適合しまして、市町村長の樹てます市町村森林整備計画がございます。さらにそれに基づきまして、各森林所有者等の皆様が各自の森林の施業をしていくために樹てます森林施業計画があります。地域森林計画は、森林の有する多面的機能の発揮と森林の持続的かつ健全な発展を図るため、基本的な整備の方針を示すものです。

県内は、阿武隈川、奥久慈、会津、磐城の4森林計画区に分かれており、

森林計画  
課主幹

それぞれ 10 年を 1 期としまして、全国森林計画に即して 5 年ごとに計画を樹立しております。

#### **【2. 図】 地域森林計画の主な計画事項**

地域森林計画で主な計画事項とされているのは、大きく分けて計画対象森林等の区域、指針や基準といたしましては基本的事項、伐採林や造林等の計画を定める基準等について計画しています。3 番目に伐採や造林等の計画量を定めています。

#### **【3. 図】 計画対象森林の取り扱い**

森林計画対象森林は、森林の有する公益的機能の確保と土地の適正な利用を図る見地から、伐採及び林地外転用に関して、法的な制限を受けることとなります。

例えば 1ha を超える林地開発、伐採及び伐採後の造林の届け出等が該当します。

#### **【4. 図】 森林整備計画の指針として示す事項**

地域森林計画において森林整備を行う際の基本的な指針として示す事項としては、主伐、造林樹種及び方法、間伐、保育の 4 点があり、これらの指針は、市町村森林整備計画策定の指針としても用いられます。

#### **【5. 図】 県が計画量を定める事項**

県が計画量を定めるものとしては、主伐や間伐の伐採材積、人工造林、天然更新林の造林面積、林道の計画量、保安林面積や治山事業の計画量などがあります。

次に、本年度樹立地区となる阿武隈川森林計画区の森林・林業の概要について、説明させていただきます。

#### **【6. 地図】 阿武隈川森林計画区位置図**

阿武隈川森林計画区は中通り地区のうち、東白川郡を除いた 8 市 10 町 7 村で構成されています。合計 25 市町村となります。

阿武隈川森林計画の人口は、約 117 万人で県全体の 57 % を占めています。

#### **【7. 図】 阿武隈川森林計画区における総土地面積と森林面積**

本計画区の総土地面積は、47 万 7 千 ha で、これは県全体 138 万 ha の 35 % を占めます。

このうち、森林面積は 27 万 2 千 ha、林野率としては 57 % で県内では林野率の最も低い計画区となっており、内訳として民有林が 17 万 8 千 ha で約 65 %、国有林が 9 万 4 千 ha で 35 % を占めております

#### 【8. 図】 民有林における人天別割合

本計画区の民有林における人工林、天然林の割合は、天然林が10万1千haで57%、人工林が7万3千haで41%となっており、県平均の36%よりやや高い割合となっています。参考までに人工林面積の全国的に上位にあるのは北海道、岩手、長野、秋田、高知、岐阜、宮崎となっておりまして本県は8位となっています。

#### 【9. グラフ】 人工林齢級別構成表

これは人工林のグラフですが、計画区の人工林の樹種別、齢級別の構成です。齢級とは5年間で1とした単位で、1から5年生までが1齢級となります。

このグラフは樹種別で緑色がスギ、ピンクがアカマツ、黄色がヒノキとなります。

右の方に行くにつれて林の年齢が高いグラフですが、グラフの中央右よりが46～50年生までの10齢級で最も多く、資源の偏りの状況が見られます。

#### 【10. グラフ】 森林所有者と所有面積

森林の所有構造ですが、本計画区内に森林を1ha以上所有する森林所有者戸数は、19,836戸あります。

このうち1～3haの所有者は、12,539戸で全体の63%を占め、小規模所有者が大変多いのが分かります。参考までに県全体では1～3haの所有者は60%となっています。

1～5haの所有者では、82%を占め、このようなことから林業の採算性の向上を図っていくためには、施業の効率化に向けた集約化や共同化が必要となっています。

#### 【11. グラフ】 林業労働力の年齢構成

これは平成7年、12年、17年の林業労働力の年齢構成を示したグラフです。

林業労働者数は年々減少し、平成17年時点では、平成7年に比較すると70%まで減少しています。

なお、H17年の県内の林業労働者数は1,755人、全国では46,618人です。

平成17年度の調査結果はグラフの黄色の線です。

#### 【12. 表】 素材生産量(国有林+民有林)

素材生産量は、平成18年度は22万4千m<sup>3</sup>と県素材生産量の33%を占めています。

このうち国有林と民有林の割合は、国有林28%、民有林72%となってい

森林計画  
課主幹

ます。素材生産量につきましては、平成13年度から較べましてやや落ちております。最近の傾向として平成17・18年でみますと約23万m<sup>3</sup>前後で推移しております。針葉樹を中心にやや持ち直しておりますが、これから先につきましては不透明な状況が続くものと思われまます。

#### 【13. 写真】 木材産業

阿武隈川計画区内には、140社の製材工場があり、県内の44%を占めています。

また、製材工場は、郡山周辺に集積しており、写真は昨年現地調査（8月25日～8月26日）した、福島県郡山地区木材木工工業団地協同組合、福島県木造技術開発協同組合です。

#### 【14. 写真】 特用林産

阿武隈川森林計画区の生しいたけ生産量は、県全体の59%、しいたけ原木栽培の生産量は、県全体の70%を占めています。

また、なめこ生産は、大規模施設栽培が行われており、県全体の74%を占めています。

右側の写真は、今年現地調査した鈴木農園で、H20の生産量1,100tは県全体の約6割を占めています。

なめこにつきましては現在策定を進めております県の「新たな農林水産業振興計画」（仮称）でもブランド力を強化する品目に指定されております。

次に、阿武隈川地域森林計画策定に当たっての考え方を説明させていただきます。

#### 【15. 図】 全国森林計画と阿武隈川地域森林計画期間

全国森林計画は国が5年ごとに15年を一期として樹てる計画で、昨年10月に策定されました。

これに伴い、昨年度は阿武隈川地域森林計画を始め、県内の各計画区を一斉に変更しております。

今回は阿武隈川地域森林計画が5カ年の期間満了を迎えるので、定例の見直しを行うものです。

計画期間は、平成22年4月1日から平成31年度末までの10カ年です。

#### 【16. 図】 全国森林計画の策定

以前にもご説明しましたが、昨年10月に策定された全国森林計画のポイントとしては、

- ・ 育成複層林の計画的な整備推進
- ・ 高齢級人工林の積極的な間伐の実施
- ・ 的確な伐採後の更新確保
- ・ 林道、治山事業の計画的な推進

・森林境界の整備促進、合法性の証明された木材の利用推進  
以上の5項目となっており、これらを地域森林計画に反映することになります。

#### **【17. 図】 森林・林業に関する計画の体系**

地域森林計画は、県の「新たな福島県農林水産業振興計画」（仮称）との連携も図りつつ計画します。

（地域森林計画は、森林資源の維持、充実のための管理計画的なもの、実際の現場への振興は、資源活用まで含む農林水産業振興に向けた振興計画で対応していきます。これらは図のように、それぞれ連携して計画を定めていきます。

次に阿武隈川地域森林計画の概要についてご説明させていただきます。

#### **【18. 図】 対象森林の増減**

今回の阿武隈川地域森林計画は、編成調査の実施結果に基づき、対象森林面積を、17万8千haとしました。

5年前の計画樹立時と比較すると「増加」は270haであり、増加の要因として原野の森林化、国有林払い下げによる編入が主な要因となっています。

一方「減少」は、379haであり、道路用地、住宅・工場敷地等による森林からの除外が主な要因となっています。差引では109haの減少となりました。

#### **【19. 図】 森林の整備及び保全の目標**

次に「森林の整備及び保全の目標」は、森林・林業基本計画や全国森林計画と整合を図り、次の3点を設定しております。

・森林資源の質的充実

人工林の間伐はもとより、主伐・更新による資源構成の適正化、更に天然生林の的確な保全・管理などの視点により定めています。

・森林の公益的機能の維持・増進

治山対策等も含め安全・安心な県土形成の視点により定めています。

・持続可能な林業経営の確立

施業の共同化、集約化等により低コストで持続可能な林業経営を目指す視点により定めております。

#### **【20. 図】 森林の機能と森林の区分の概要**

森林計画制度において、森林の機能は図のように、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の5つに区分されますが、それに対して森林整備のあり方から、水源かん養機能または山地災害防止機能を重視した「水土保持林」、生活環境保全機能または保健文化機能を重視した「森林と人との共生林」、木材生産機能を重視した「資源の循環利用林」の

森林計画  
課主幹

3つに区分し、区分毎のめざすべき森林の姿や施業の指針について、定めています。

なお、森林の区分(水土保持林、共生林)の具体的な区域は、市町村森林整備計画において定められています。

**【21. 写真】 水土保持林**

只今の説明のうち、「水土保持林」は、災害に強い県土の形成、良質な水の安定供給の確保を目的としています。写真は石川町、母畑湖周辺の様子です

これらの林につきましては、樹根や表土の保全に留意し、適切な保育や間伐を促進します。

伐採に伴う裸地面積の縮小、分散を図ります。

保安林の指定及び適切な管理と、必要に応じ治山施設の設置を計画しています。

**【22. 写真】 森林と人との共生林**

2つ目の「森林と人との共生林」は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図ることを目的としています。写真は大玉村、県民の森の様子です。

森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進するよう、適切な保育や間伐、さらに広葉樹の導入推進を図ります。

生活環境の保全、保健・風致保存等のための保安林の指定を進めます。

写真は大玉村の県民の森ですが、森林浴や森林環境学習などへの活用を推進します。

**【23. 写真】 資源の循環利用林**

3つめの「資源の循環利用林」は、国民生活に不可欠であり、再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物の持続的、安定的かつ効率的な供給を目的としています。写真は、古殿町仙石地内の様子です。

森林の健全性確保と木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐を推進します。また、私たちの暮らしに重要な資源を供給してまいります。

写真は、昨年現地調査した古殿町の林業普及指導協力員渡邊甲子雄氏の所有林です

**【24. 図】 地域の特徴を踏まえた森林整備の留意点**

阿武隈川計画区の特徴を踏まえ、5つの点に留意し、森林整備を推進することとしています。

- ①水源地における適切な森林整備の推進
- ②育成複層林施業の推進
- ③しいたけ原木生産の推進

④効率的かつ安定的な林業経営の確立

⑤奥羽山系における森林生態系の保全

この内、原木しいたけの割合は県の7割を占める計画区であることから引き続き推進してまいります。

#### **【25. 写真】①水源地における適切な森林整備の推進**

先ほどの5つの視点のうち一番目の水源地における森林整備については、区域内の阿武隈高地には、上水道や簡易水道の水源地になっている森林も点在していることから、これらの森林の適切な整備を推進します。写真は、二本松市旧東和町針道地内の様子です。

#### **【26. 写真】②育成複層林施業の推進**

アカマツ林が多い地域や手入れ不足となっている森林等においては、育成複層林化を進め、多様な森林整備を推進します。

写真は田村市都路町で、アカマツ林の下層にスギを植えた複層林施業が実施されています。

#### **【27. 写真】④効率的かつ安定的な林業経営**

人工林率が高く、利用可能な森林が多い地域において、森林施業の共同化・集約化を進めるとともに、作業路の整備と高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図ります。

写真は古殿町大字松川の状況です。

#### **【28. 図】⑤緑の回廊**

国有林における日光・吾妻山地緑の回廊の設定に対しては、周辺の民有保安林も適切に管理することにより、森林生態系の保全に努めます。

スライドは回廊設定前の国有林及び保護林の状況です。

次に緑色で表示しましたが、緑の回廊が設定される区域の状況です。

更に黄緑色で表示しましたが、緑の回廊周辺の民有保安林の状況で、隣接して指定されています。

#### **【29. 表】森林資源の状態**

以上を踏まえ、「計画期間中に到達し、かつ、保持すべき森林資源の」状態については、森林の重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、針葉樹・広葉樹の混交林化や長伐期化等の多様な森林整備・保全を進め、育成複層林の面積を増加させる計画としています。

#### **【30. 表】計画区内の森林資源の推移見通し**

森林資源の齢級構成は、先ほど説明のとおりピークが10齢級ということで46年から50年の森林です。計画により、人工林と天然林を合わせた場合、11齢級が最も多くなっていますが、10年後には、13齢級が最も多くな

り、非常に偏りのある構成となっていくます。

### 【31.グラフ】人工林における森林資源構成と施業の考え方

このようなことから、計画策定にあたって、ピークの10歳級以上の利用可能な森林は主伐を可能な限り進めると共に、高齢級の間伐を計画しております。

グラフのとおり、主伐は青色で表示した部分で積極的に進めていきます。オレンジ色の部分が間伐を進める計画です。

また、主伐した箇所につきましては、水色の部分で、再生林による更新を基本としています。

育成途上にある人工林は、保育間伐を計画しています。

### 【32.表】伐採立木材積

以上の考えを基に、伐期の長期化や多様化、そして地球温暖化対策のための間伐の促進などを考慮しながら、主伐・間伐を合わせた伐採立木材積は、3,569千m<sup>3</sup>とし、現計画3,398千m<sup>3</sup>に比べ105%としました。

### 【33.写真】間伐実施状況

特に間伐は、森林の混み具合から、適切な伐採率及び繰り返しにより行い、人工林の健全な育成を図ると共に、これまで伐り捨てられていた間伐材等は木質バイオマス等を含めできるだけ活用し、有効利用する計画としています。

### 【34.図】造林の標準的な方法に関する指針

造林の標準的な方法に関する指針において、人工造林の植栽本数は、低コスト造林等の取り組みも考慮しまして、「標準的な植栽本数を超えて植栽する場合の取扱い」の表現から「標準的な植栽本数によらない場合の取扱い」へと変更しました。

### 【35.表】人工造林、天然更新別造林面積

伐採した場合は、再生林や天然更新を行うことで更新を図ってまいります。広葉樹等の天然更新では、更新補助作業が必要なものは、補植等を計画し、早期かつ適切な更新を確保する指針としています。

### 【36.写真】人工造林地

写真は、田村市都路町のクヌギ造林地、及び伊達市保原町のヒノキ造林地です。

### 【37.写真】天然更新補助

写真は、田村市都路町で天然更新補助作業として実施した、萌芽整理の状況です。

#### **【38.表】林道整備の計画量**

全国森林計画の方針と各事業の完了状況を考慮し、及び各市町村の要望状況を踏まえて計画しました。

林道の整備にあたっては、自然環境の保全を考慮した適切な工法の採用などを図ります。

#### **【39.写真】林道（開設）**

写真は、現計画にありました、福島市佐原地区の森林管理道「佐原2線」です。平成18年の開設です。

#### **【40.写真】作業路の整備**

また、林道整備と併せて、作業道等の路網整備を推進すると共に、高性能林業機械の導入を進め、効率的かつ安定的な林業経営の確立を図る計画としています。

写真は、今年現地調査した、白河市双石地区です。

#### **【41.表】保安林の計画期末の面積**

安全で快適な生活を確保するため、森林の機能保全上、特に保全すべきと考えられる森林について保安林に指定します。

新計画では、20,235haとなっており、内訳については、図のとおりです。

#### **【42.表】治山事業の数量**

治山事業につきましては、保安林内の荒廃森林の復旧と災害の予防を図り、市町村における要望状況等を踏まえ、谷止工や山腹工などの治山工事や森林整備を実施する計画としています。

#### **【43.写真】災害関連緊急治山事業**

写真は、今年現地調査した、社会福祉施設「太陽の国」現地での説明のとおり、平成10年に発生した災害箇所に治山事業を実施した状況です。

#### **【44.写真】谷止工（間伐材利用）**

写真は、伊達市霊山町高田地区での谷止工ですが、このようなところでも間伐材を利用しています。

#### **【45.図】特定保安林と要整備森林**

保安林指定の目的の機能を発揮していないと認められる地区について特定保安林として定めています。

特定保安林の中で早急に保育等の施業を実施する必要がある森林を要整備森林として定めます。

森林計画  
課主幹

新計画では、田村市の2箇所を要整備森林として指定し、間伐を実施する計画としています。

以上で、阿武隈川森林計画の概要説明を終わり、つづいて変更森林計画の概要について、説明します。

**【46.表】地域森林計画の変更について**

変更計画につきましては、3計画区において対象森林の区域、林道の計画量を変更しております。

磐城計画区におきましては、保安林の計画量を変更しております。

会津、磐城計画区におきましては、治山事業の計画量を変更しております。

**【47.表】変更 対象とする森林の区域**

対象とする森林の区域の変更の内容は、林地開発行為等が完了したことによる減少です。奥久慈、会津、磐城それぞれで減少となっています。

**【48.表】変更 林道の計画量**

林道の計画量の変更です。豪雨災害の状況及び測量調査結果等による見直しにより変更となります。

**【49.表】変更 保安林の計画量**

保安林の変更計画については、災害等により荒廃の恐れがある森林において、災害防止機能を早急に発揮させるために追加しました。

**【50.表】変更 治山事業の計画量**

治山事業の変更につきましては、豪雨災害による新たなる災害発生状況や、市町村の要望状況を踏まえ見直しました。

以上で、阿武隈川地域森林計画の概要及び各地域森林計画変更の概要の説明を終わります。

木村会長

ありがとうございました。

つづきまして、「阿武隈川地域森林計画樹立案及び奥久慈、会津、磐城地域森林計画変更（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理（案）」について、説明願います。

森林計画  
課主幹

引き続き説明させていただきます。説明資料は地-10になります。

地域森林計画樹立案及び変更案に対する、意見の要旨及び当該意見の処理（案）です。去る10月30日から11月30日の期間でパブリックコメントを行いまして、期間中に寄せられた意見は14件で、すべて会津地域森

林計画に関する意見でした。

次に森林法第6条第3項に基づく意見聴取は関係市町村及び関東森林管理局長からの意見は特にありませんでした。

次に他部局及び関係機関との協議は、東北経済産業局及び県の関係部局からの意見も特にありませんでした。

つづきまして、頂いた意見の要旨及び当該意見への説明をいたします。

1番の意見ですが、『「生態系と生物の多様性」を確保するためには、大きなまとまったエリアの保全が必要なことから、国有、県有、市町村有、そして民有林などを分け隔てることなく、森林環境全体を包括する施策の検討を要望します。』

対応は、事業・施策に関する要望等です。

理由につきましては、現在の森林・林業行政は、森林・林業基本法、森林法の体系により実施されており、地域森林計画の策定にあたっては、森林・林業基本計画や全国森林計画に即した計画となるよう国と協議を行うこととされております。

また、森林法第6条2に基づき国有林を管理する森林管理局と計画内容について調整を行うとともに、市町村で策定する市町村森林整備計画についても、地域森林計画に適合した計画となるよう調整しております。

2番『生活環境部と連携のうえ、「地域森林計画」(変更案)を樹立・作成されるよう要請する。』

対応は、事業・施策に関する要望等です。

理由は、地域森林計画の策定・変更にあたっては、生活環境部の関係課へも意見の照会を行い計画内容について調整しております。

3番『林道計画(会津計画区において(開設110, 拡張179)、治山事業(217)、これを予算規模に置き換えてみれば、森林土木事業偏重の森林計画であることは明白である。人工林の間伐、マツクイムシ・カシノナガキクイムシによる立枯れ木の伐採、広葉樹の植林等による森林の保全に予算を投入すべきである。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、地域森林計画では、林道・治山の整備計画量は、全国森林計画の整備目標や市町村の要望状況等を踏まえ計画しています。

また、多様な森林資源の整備と保全を図るため、育成単層林における広葉樹林化や針広混交林化にも取り組む方針としています。

なお、事業の実施にあたっては、事業の必要性を詳細に検討するとともに、現在策定を進めている「新たな福島県農林水産業振興計画(仮称)」と連携を図りながら、適切な事業の執行に努めてまいります。

4番『「生態系と生物の多様性」のためには、「生産者」(草樹木)、「消費

森林計画  
課主幹

者」(野生動物等)、「還元者」(微生物等)が健全に活動できる環境が整っていることが必要であることから、計画書に森林生態系の重要性についての記述を要望します。』

対応は趣旨の一部を取り入れているものです。

理由は、地域森林計画においては、森林における生物多様性の保全も含めた多面的機能の持続的な発揮を確保するため、保安林の適切な保全や、水土保全林における高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、森林と人との共生林における野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐための回廊状の森林の確保などについて記載し、森林生態系の重要性についても触れているところです。

5番『会津地域森林計画に基づく、林道・治山事業の実施においても、国有林との整合性(森林生態系保護地域・緑の回廊の設定)、環境基本法に基づく「環境基本計画」、さらには、生物多様性基本法(平成20年6月6日公布)に基づく生物多様性の保全・環境影響評価の推進等に留意して計画を立案すべきである。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、国有林に関連する民有林林道・治山事業の実施にあたっては、各地区ごとに計画内容等について森林管理局等と協議調整を実施しているところです。

また、林道事業は、福島県環境影響評価条例に基づき、対象となる事業について、環境影響評価を行うこととしています。

今後とも、林道・治山事業の実施にあたっては、自然環境等の保全に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

6番『治山、治水事業などは、現行の工事方法では、森林生態系に大きな影響や負荷を与えることから、環境負荷の少ない施工方法により実施されることを要望します。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、治山事業は、保安林内の荒廃森林の復旧や荒廃危険箇所における災害の予防を目的に実施している事業で、事業の実施にあたっては、多様な森林機能を十分に発揮させるとともに、地域の自然環境の特性を踏まえ、周辺環境と調和する建設資材の利用や工法の導入、生態系の維持・回復等に配慮したものとなるよう取り組んでまいります。

7番『会津美里町大字松坂地区(76林班)ほかの森林計画変更の中止を求める。同地域にはクマタカの生息が確認されている。保護策を最優先すべきだ。さらに、以前「新宮川ダム」周辺の広葉樹を伐採、杉の植林を行った。水源かん養機能を優先すべきで全くの愚策であった。』

対応は計画への反映が困難なものです。

理由は、資料地—7、27ページの計画図をご参照ください。当地区は、

「新宮川ダム」の完成に伴い、ダムサイト、湛水区域、岩石採取箇所などの林地開発区域を地域森林計画の対象森林から除いたものです。

8番『皆伐によって森林生態系は短期間に崩壊するので、皆伐施行の際は、野生動植物のモニタリングを行うよう要望します。』

対応は計画への反映が困難なものです。

理由は、私有林は所有規模が小さく、個々の皆伐地での野生動植物のモニタリング調査を実施することは難しいと考えています。なお、「3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」の「(1) ア立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」において、林地の保全や公益的機能の発揮に十分配慮するための指針を定めています。

9番『実質的な意味と利用頻度を持つ林道の整備は不可欠と思われませんが、必然性のない林道工事（特に観光道路のような大規模な林道工事）は、即刻中止すべきである。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、林道は、林業経営や森林管理にとって必要不可欠な施設であり、地元の要望状況や利用形態等を検討のうえ、適切な整備を進めてまいります。

10番『山のみち（旧緑資源幹線林道）について、変更なしとしているが、下郷区間、西会津区間の中止を表明すべきである。その他の区間（一の木、新鶴・柳津区間、北塩原等）についても費用対効果を再検証し中止の決断をすべきである。』

対応は趣旨の一部を取り入れているものです。

理由は、米沢下郷線の下郷Ⅱ区間、飯豊・檜枝岐線の西会津区間は、平成20年度に幹線林道事業見直し調査を行い、今後の対応方針を「中止」とし、関係市町村にお知らせするとともに、県ホームページにより広く周知を図りました。これを受けて、会津地域森林計画も、平成20年度に変更し、計画から削除したところです。

また、「休止」とした山都区間、平成21年度から林道事業を実施している一の木区間を除くその他の区間については、関係市町村からの要望を踏まえ、費用対効果の再評価などを行い、林道事業の実施について検討することとしております。

11番『森林居住環境大滝線の中止を求める。同地域では人工林地帯への林道建設は終了している。同地域は、広葉樹の百年の大径木の生産を目指している。さらに絶滅危惧種イヌワシ・クマタカの保護対策が不十分である。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、林道「大滝線」は、森林の適切な施業・管理、水没移転者の生活

森林計画  
課主幹

安定、水源かん養等保安林機能の維持増進などに供する林道であり、地元地権者の要望も強いことなどから、事業を実施しています。

なお、事業の実施にあたっては、希少猛禽類の保護のため、引き続き、モニタリング調査等を実施するとともに、学識経験者による検討委員会からの提言を踏まえた保護対策を実施してまいります。

12番『東京大学名誉教授、故・高橋延清氏や福井県林業改良指導員、鋸谷茂氏らによる施行法の普及を要望します。』

対応は事業・施策に関する要望等とさせていただきます。

理由は、高橋氏は、大規模な天然林施業実験から森林がもつ木材生産の経済性と環境保全の公益性を研究された方で、その考え方は、地域森林計画に示す育成複層林施業や天然生林施業に通じるものと考えています。また、鋸谷氏は、森林の胸高断面積の合計を指標とした密度管理等を提唱している方で、県内の冠雪害発生地では指導をいただいております。その技術の普及にあたっては、地域の状況を踏まえながら、適切な森林施業の推進に努めてまいります。

13番『樹木の立ち枯れの根本原因の解明と、それに応じた解決策が急務である。』

対応は事業・施策に関する要望等です。

理由は、県では、現在、会津地方などで見られるナラ類の枯損被害に関する防除技術について、国や他県と合同で、実用化に向けた調査研究に取り組んでいるところです。

なお、過去に実施した調査等では、本県において酸性雨による被害と断定できるものは確認されておりません。

14番『所管外ではあるが、福島県の「レッドデータブック」の改訂版の早期発行を要請する。』

対応は事業・施策に関する要望等です。これについては担当課へ伝えさせていただきます。

以上、公告縦覧による県民からの意見の要旨及び当該意見の処理（案）について説明を終わります。

木村会長

ありがとうございました。

それでは、これまでの説明について、質問がありましたらお願いします。

外山委員

先程の資料の説明に関してですが、1点目は8枚目のスライドで民有林における人天別割合が天然林57%、人工林41%とあるが、2%の差分があるがどのような理由なのでしょう。

2点目は11枚目のスライドで林業労働力の年齢構成において、平成7

年から17年の10カ年で相対的に減少しているが、各年齢階層別で見れば微増し、年齢が若返っており、20歳代の新規参入は少ないが30歳から40歳代の新規参入が多くなっているが、要因として各施策が効いているか説明をいただきたい。

3点目、保安林関係ですが、低コストに関係して、植栽本数を保安林の指定施業要件によって計画されますが、本数を減らし低コストでの対応について県森林計画上、保安林の指定施業要件上どのような具体的な対応をされるのか。

4点目、保安林の面積について、41枚目のスライドで、新計画では、保健、風致保安林が減少しているが、その減少要因は何なのか。全体的に計画面積は増えているが保健、風致保安林の減少の説明がなかったように思いますので。

5点目、42枚目のスライドで治山事業について、事業の数量で地区数が180地区から148地区に減少しているが、単純に地区数の減少が事業量の減少とはいえないため、1つの地区の規模を大きくしたなどの理由を教えてください。

6点目、45枚目のスライドで要整備森林、田村市1haで、具体的な対応としてどのような指導、対応をとられるのか教えてください。

以上の点につきまして、資料の説明に関連しましてお伺いいたします。以上です。

木村会長           それでは、お願いいたします。

森林計画  
課主幹           まず、スライド8の人工林と天然林の差分につきまして、現在、森林と  
なっていない箇所です。無立木地や更新困難地等がその他として入って  
おります。

次にスライド11、林業労働力ですが、確かに全体として減少している  
中で高齢者の労働力の減少割合というのが特に高くなっております。

木村会長           はい、どうぞ。

林業振興  
課課長  
(宋戸課長)       スライド11の林業労働力の年齢構成ですが、平成7年、12年、17年の  
国勢調査を基に、その時点での年齢構成を表しております。5年ずつ遷  
移していきますので例えば50歳代のピークが、次の調査年度では一つ右  
にずれていくようになります。重ねてしまうと減少しているように見え  
ますが、一つずつ遷移して行く形となります。

外山委員           そういったことの原因はなぜか。

林業振興  
課課長           平成15年ころから担い手対策を強化しておりますが、まだ、このグラフ  
では、施策による効果が、あまりでていないものと考えております。自然減

といたしますか、高齢になって、お辞めになる方がでて、特定年齢部分のピークが下がってきていることを見るグラフです。

木村会長 データがおかしくありませんか。50歳代が多数抜けていますが。

林業振興課長 データにつきましては、国勢調査の年齢構成の数字をそのまま使用しております。例えば40歳代の方が、次の調査年度で上がっているということになれば、その分は参入分として、調査時点では、増えたと見るしかないと思います。

外山委員 であれば、施策がじわり、じわり、じわりと効いているのではないか。うまい具合に労働力の更新ができていないのではないか。新卒の方は確かに少ないけれど、昨今の社会情勢をふまえて、30歳代、40歳代になってからのUターンみたいな形で林業に回帰している傾向の表れではないかと読み取りました。50、60歳代がごっそりと減っているのは、統計のマジックがあるかもしれないが、それは年齢による自然減で、むしろ30～40歳代が横にスライドし30歳代は横ばいだが、40歳代の方は50歳の段階でも少し残っているのでは。

グラフが荒いため不明であるが、10人から20人が増えている傾向は施策の効果あったとの見方ができるのか。その辺が労働力対策を打つにあたって一つのパイが小さいので、いろいろな特殊要因が出てくるかもしれないが、どこをターゲットに新規参入者に対するアプローチというか、労働者支援センターを通じたアプローチをするにあたってのヒントがあるのではないかと読みとったので、お聞きしました。

林業振興課長 若年層の方が毎調査年度ごとに50人程度入ってきているということが1つのポイントであろうと思います。また、新規参入の方の状況をみますと各年齢平均的に参入いただいています。最近の傾向でも40歳代は少ないですが、それ以外の年齢では平均的に参入されています。

後ほどの計画にもでてまいります。年齢別のトレンドも加味しながら今回の振興計画をプランニングしました。

木村会長 はい、どうぞ。

治山対策課長 外山委員の御質問、治山と保安林についてご説明いたします。

まず、スライド41で風致保安林が減少しているという件についてご説明致します。

(金澤課長)

現計画で1,767haですが、平成20年度末においては1,727haとなっております。保健の保安林については、生活環境保全林等を指定するようなイメージがあって面積増として計画しておりましたが、社会情勢等の変化等により、今後、そういうものについては、できなくなりまして、現状の1,727ha

に合わせて計画をしております。なお2haの差というのは、その外に道路等に転用に見込まれる事によって減らすということがありますので1,725haとなっております。ちなみに減らした市町村は、伊達市霊山町、白河市です。

次にスライド42の治山事業の数量につきましては、近年、大きな被害が発生していないことから、毎年ごとに事業量が落ちておりまして、予算規模も落ちております。そのような事から市町村からの計画が落ちているために現計画よりも落ちて180地区が148地区になっているということです。

外山委員

それでは、事業規模はどのようになっていますか

治山対策  
課長

規模等につきまして、拡大したのかという御質問もありましたが、少なくとも分、規模が大きくなったかという、ということではありません。

木村議長

はい。よろしいですか。事務局からございませんか。

森林計画  
課主任  
(佐藤主任)

御質問がありました中で、まだ、お答えしていないものはスライド34、造林の標準的な方法に関する指針の部分でございますが、人工造林の植栽本数について、「標準的な植栽本数を超えて植栽する場合の取扱い」を定めておりました。今回の地域森林計画の樹立に伴いまして、この部分につきましては、「標準的な植栽本数によらない場合の取扱い」という形での文言の変更をしております。これにつきましては、コンテナ苗等の低コスト造林等の取り組み等もみられるものですから、そのようなものについても対応していきたいということでの指針の見直しを行ったところです。実際の普及の部分につきましては、田村市、あるいは会津地方で実証されている部分もございますので、その状況等をみながら普及につなげていきたいと考えております。その取っ掛かりとして指針の整備をいたしました。

次に特定保安林の部分でございますが。スライド45、要整備森林1ha指定してございます。これにつきましては田村市船引町で間伐を5年間のうちに実施するという事で要整備森林の指定をしているということです。

外山委員

指定施業要件は先ほどの造林指針でしょうか。そちらの整理はどうなっているでしょうか。

森林計画  
課主任

保安林の指定施業要件ですが、現在の状況におきましても、例えば造林の補助事業ですと、だいたい2,000本程度から造林補助の対象となるということで極端に1,000本植えや1,500本植えとかの状況は考えてはおりません。

治山対策  
課長

ちなみに、保安林の指定施業要件の変更についてですが、福島県ではあまり進んではなく、指定施業要件の変更するべき所のうち0.6%程度しか進んでいないのが実態です。これについては保安林の指定と同様に、所有者に再度あたらなければならないというイメージを持っていたために進まなかった

ということです。しかし、施業要件を緩和するものであれば、保安林の所有者からの同意は特に必要がないということがわかりましたので、今後、大幅に進めようということ考えております。

木村会長 よろしいでしょうか、時間も過ぎております。矢吹委員、ございませんか。

矢吹委員 はい。ございません。

木村会長 これで、午前中でこの件に関しましては終了としたいと思いますが、他に御意見等がございましたら。

木村会長 わかりました。

それでは、計画全体に関わるような、ご意見がないようですので、これまでの審議を取りまとめますと、修正、加筆等は無く、議案第1号は、原案に異議がないものとして、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議案第1号は、原案に異議がないものとして、答申したいと思います。

なお、答申書につきましては、最後に、この場において、県に提出したいと思います。

これで、午前の審議を終了し、午後1時10分より再開いたします。

( 昼 休 み )

木村会長 それでは時間になりましたので、午後の審議に入りたいと思います。

はじめに、午前中の地域森林計画について、若干時間がなかったので、御意見があるということなのでお聞きします。では早矢仕委員どうぞ。

早矢仕委員 富岡町の早矢仕です。一度お聞きしたかったのですが、政権政党が変わり、事業仕分けが盛んに行われて、農業に関してかなり切られたとのイメージを私自身、ニュースや新聞を見て持っていたのですが、林業界についての仕分けについてお聞きしたいのと、仕分けに対してメリット、デメリットというのが今後どのように影響されて行くのか、答えられる範囲で結構ですので教えていただきたいのですが。

木村会長 はい、わかりました。では、お願いいたします。

森林計画課長 事業仕分けは、マスコミ等を賑わせておりますが、その質問につきましては、地域森林計画の説明とは別に、できましたら、次第6「その他」のなかでご説明させていただきたいと思います。

木村会長

よろしいですか。「その他」ということで、最後にまとめてお願い致します。

それでは、議事の(3)「新たな農林水産業振興計画」(とりまとめ案)について説明をお願いします。

農林企画  
課長  
(高梨課長)

私のほうから資料に基づきましてご説明させていただきたいと思えます。なお、説明に入ります前に、これまでの経過と本日、御審議いただきます内容につきましてご確認させていただきたいと思えます。

まず、資料1「新たな農林水産業振興計画」(とりまとめ案)をご覧くださいと思います。目次をお開きください。「新たな農林水産業振興計画」の策定にあたりまして、前回の会議におきまして中間整理案ということで、お示したところでした。その際には第3章の「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」、第4章の「施策の展開方向」、「第6章地方の振興方向」をお示ししまして御審議いただいたところでした。その際、御意見等いただきました内容については修文するものにつきましては、そのように対応しております。特に第3章で若干、修文の部分が多いので、そのことにつきましては後ほど説明申し上げます。本日は前回の中間整理案で調整中としておりました、第1章「総説」、第2章「農林水産業・農山漁村を巡る情勢」、第5章「重点戦略」、この部分につきましては中間整理案では戦略的に取り組む重点施策として項目立てをいたしました。第7章「計画実現のために」、この部分を中心に進めさせていただきます。併せまして、資料2-2、資料2-3は各方面から頂きました御意見の内容とその対応について取りまとめたものでございますので、併せて後ほど説明させていただきます。

資料1の1ページ、第1章、「総説」です。計画策定の趣旨ということで、前回に若干お話ししたかと思えます。ここで申し上げますのは、情勢の変化が大きくあったということです。なお、農林水産部の中には4つの振興プランがありまして「農業・農村」、「農村整備」、「林業振興関係」、「水産業」です。それらは、いずれも平成13年に策定いたしました10年間の計画期間でしたけれども、その中で情勢変化が大きく起こっているということです。

第2節「計画の位置づけ」ですが、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」が、11月18日に発表されまして、今回の県議会を経まして採択されております。その総合計画の農林水産分野の計画です。「農業・農村」分野にありましては農業・農村振興条例に定める基本計画で、そのような位置づけとなっています。

第3節「計画期間」につきましては前段で「子どもたちが社会を担う将来の福島県農林水産業のあるべき姿を描きつつ」ということで概ね30年程度先を見通しまして、この計画につきましては平成22年度から平成26年度の5年間ということになっています。

次に2ページの第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」ですが、ここは長くなりますので多少、省かせて説明させていただきます。

1番目、「人口減少・超高齢社会の到来」です。この文章の12行目以降に記載しておりますが、担い手の減少、就業者の高齢化ということで、農業就業人口の分布では65歳以上の方が61%を占める状況です。

2番目、「グローバル化の進展」ですが、現在も世界的な金融・経済危機が続いているわけですが、23行目、食料については世界人口の増加、新興国の経済成長により需要が膨らみ続け、いずれ食料不足が起こるのではないとも言われております。25行目、水産物については、魚は健康食として見直されておる反面、買い負けしている状況でございます。27行目、木材については、中国の輸入増加やロシアの丸太輸出関税の引き上げなどで、その反面、国産材の需要が高まっております。31行目、世界的な貿易交渉のWTO、EPA・FTAの交渉結果においては深刻な影響が及ぼされることが懸念される情勢にあります。

3番目、「安全・安心に対する関心の高まり」ですが、右のグラフは「食料供給に対する国民意識」を調査したものについて記載しておりますが、これは県の世論調査の中でこのような考え方が年を追って増えており、関心が高まっているということです。

4番目、「地球温暖化の進行」、16行目に書いておりますが、イネの出穂期の早期化、リンゴの着色不良など、地球温暖化の影響であろうということが顕在化しております。

5番目、「本県の特徴的な取組み」、(1)「環境との共生」ということで、エコファーマー、これは化学農薬、化学肥料の2割減ということですので。そういった栽培方式をとっている方が多くなってきている。特別栽培や有機栽培の取組みが増えきております。森林の部分につきましても28行目から記載してありますが、森林環境税の導入による活動、県民参画による新たな森林（もり）づくりを展開しております。

それから(2)「絆づくり」単純に農林水産物の安さを求めるのではなく、生産者、消費者、流通業者を含めて一体となって農林水産業の理解を深めていかなければならないということで絆づくりということで運動を行っております。

4ページ、(3)「農林水産業の6次産業化、農商工連携」は、あらためて御説明するまでもない事項と考えておりまして、省略させていただきます。

5ページ、第2節「福島県の農林水産業・農山漁村のポテンシャル」簡単に御説明します。本県の持っている有利な条件として、「恵まれた県土、自然条件」であります。次に「有利な地理条件」として首都圏から200Km圏内にあるということ。本県の場合は、一局集中ではなく各地域に風土・文化・歴史のまとまりを持つ「調和のとれた7つの生活圏」が形成されています。それから当然のことながら「温かな県民性」のこと。「県民の意識」ですが、先ほど、「安全・安心への意識の高まり」ということ

でお話を申し上げましたが、これは県の世論調査と同様に国の内閣府で行いました世論調査と比較して、本県の方々が農山漁村に対してどのような期待を持っているかということを表したところです。例えば全国の場合ですと食料を生産する場というのが多いのですが、本県の場合ですとグラフ中央にありますように、地域の人々が働き生活する場というように意識している方が多いという内容になっております。

7ページ食料自給率の向上に関する意識。これも同様の傾向が表れているということです。

第3節「福島県の農林水産業の現状と役割」1番目に「農業資源」、2番目として「森林資源」、ここは現状と役割ですので淡々と記載しているところです。9ページ3番目として「水産資源」、4番目に「農林水産業の就業者と産出額」、それぞれ、農・林・水と記載しております。それが10ページまで続きます。11ページが「本県の主要な農林水産物」農業、林業、水産業の統計的な数字から出しているものですが、全国的順位まで記載しております。

6番目といたしまして農林水産業・農山漁村の役割として、項目のみ申し上げます。(1) 食料や木材の安定供給、(2) 地域経済への貢献、(3) 地域社会の形成、22行目に「訪れる人にほっとする安らぎを与える地域社会を形成しています。」と記載しております。今回の県の総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の中にも基本目標として「人がほほ笑み地域が輝く“ほっとするふくしま”」を掲げております。(4) 多面的機能の発揮、農林水産業の生産活動を通じての多面的機能が発揮されているということです。以上、第2章として説明したところです。

飛びまして第5章147ページ、第5章「重点戦略」この「新たな農林水産業振興計画」については、各方面からご意見をいただいたときに、総花的ではないか、との意見がありました。当然農林水産業の全般に関わる計画ですので総花的になるのは否めないところですが、その中でも今後5年間で重点的に取り組むいわゆるメリハリをつけるという意味で今回の「重点戦略」ということで8本掲げております。

囲み書きの中をご覧くださいと目指す姿の実現に向けて一番大事なところを3本掲げております。「担い手の育成」、「農林漁業者の所得の確保」、「生産力の強化を図るため」、当面5年間に重点的・戦略的に取り組む施策を示しております。

前はイメージ的なところで触れさせていただきましたが、それぞれ、簡単に説明申し上げます。

まず149ページ「重点戦略1」、「みんなのチカラで自給力向上プロジェクト」地域における食料自給力の向上、農業への理解の促進を図っていく活動です。その中には地産地消の推進、その中での集団給食、事業所給食といいますか、病院、学校、会社などの集団給食での地域食材の活用をしていきたい。それから、耕作放棄地の有効活用という内容になっております。

151 ページ「重点戦略 2」、「“ふくしまの恵みイレブン” 強化プロジェクト」。囲み書きの中で米、きゅうり、トマト、外に福島牛、地鶏、ヒラメ、ナメコ、これらは、全国で 10 位以内に入っている農林水産物でございます。それらにつきまして、福島の顔、何々といえは福島県産といわれようにブランドの確立を図っていくということです。そのためには、生産の拡大、プロモーション活動を通じて販売促進を図っていく。その外に輸出の促進を考えております。それらを事業化していきたいということです。

153 ページ「重点戦略 3」、「有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進」。従来から環境と共生する農業を本県として進めてまいりました。その中には、化学農薬・化学肥料の 2 割減の「エコファーマー」。それから 5 割減の「特別栽培」。化学肥料・化学農薬を使わない「有機栽培」以上 3 つのステップがあります。それぞれ推進し、最終的には有機農業を目指してステップアップしていくということです。そのためには、技術的な支援もありますし、販路の確保、生産者の方々のネットワークづくり等もできてきます。

155 ページ「重点戦略 4」、「6 次産業化の推進」。農・林・水、それぞれにあてはまる部分で、それぞれの部分で 6 次産業化を図ってきたいという内容になっております。そのためには、人材のネットワーク化、商品開発に対する試験・研究等の連携、観光と連携したグリーン・ツーリズム、フォレストセラピー等による地域活性化等いろいろな方法がありますが、そのような「農林水産業の 6 次産業化」を進める内容となっております。

157 ページ「重点戦略 5」、「“ふくしまチャレンジゆめファーマー” 育成プロジェクト」。158 ページのイメージ図をご覧ください。中央より下側、地域にはさまざまな農家の方々がおりまして、法人、企業も含めますが、経営を開始して、何年後かには規模拡大、多角化を図ってきたいというステップがありますが、ステップアップする際の様々な支援を行いまして、より高みを目指した農業者を育成していくという内容になっております。

159 ページ「重点戦略 6」、「新規就業者の確保・定着」。これは、古くて新しい施策でございまして、農・林・水、共に新たな担い手、新規就業者を確保していかなければならないので、積極的に受け入れ体制を整えて、地域ぐるみで育成・確保を図っていくため様々な支援策を考えているところです。

161 ページ「重点戦略 7」、「農業水利施設等ストックマネジメントの推進」。ストックマネジメントというのは、既存の建物を有効に活用して長寿命化を図っていくということです。これに反する言葉としてスクラップアンドビルトがありますが、現在の経済状況の中では長寿命化を図っていく必要があるということで、農業水利施設の関係の保守点検等のシステム作りで長寿命化を推進していきたいという内容となっております。

163 ページ「重点戦略 8」、「県産材フル活用の促進」につきましては後ほど、相馬課長からご説明申し上げます。

戻りまして、13 ページ第 3 章、第 1 節「基本目標」。前回の中間整理案の中では、文字数が多くてなかなか「基本目標」が分かりにくいというご意見もありました。今回は、文字数、内容等について整理いたしました、このような形になりました。

8 行目に農林水産業は、2 つの「しょく」、食べる「食」と職業の「職」を確保して地域経済を支え自然・環境を守り育てる本県の基幹産業であるということで、大事な基幹産業であることを、きちんと位置づけしました。このような自然環境等を、それから持続的に成長できる産業としていかなければならないということで 13 行目以降に「農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍できる環境を整える」。それから、次の行に「農林漁業者と消費者と商工業者等のあらゆる人々がしっかりと手をつなぎ」ということで、農林漁業者だけではなく、消費者・商工業者が一体となって進めていくのだという意気込みを表しております。

次に 18 行目から 26 行目は前段と変わっておりません。28 行目以降で、30 行目、ふくしまの将来を担う子どもたちの、「いのち」を支える「食」と、いきいきと暮らせる「ふるさと」「ふくしま」を創ることを目指します。ということで、ここで文言を整理して簡潔に分かりやすくしました。

それから、基本目標につきましては、後ほどご説明させていただきます。簡単ではございますが、以上です。

木村会長

それでは、引き続きお願いします。

森林計画課長

それでは、私から「重点戦略 8」について説明申し上げます。163 ページ「重点戦略 8」、「県産材フル活用の促進」です。地球温暖化対策に貢献する森林、京都議定書の中で地球温暖化 6 %削減する中で 3.8 %を森林で吸収させるという計画ですが、そういった役割を持った森林、適正な整備を図りながら県産材のフル活用を進め、木材の流通量を拡大し森林所有者の利益を確保することにより経営意欲を向上させ、持続可能な林業の再生を図るという内容です。これに対しての具体的な取組み内容として、下記に■印で 6 点書いてございますが、これをまとめたものが 164 ページの県産材フル活用のイメージ図でございます。こちらを使って説明します。

イメージ図、左側に山がありまして、道路、木がありますが、現在、福島県の森林 1 ha から 3ha 未満の森林所有者が 60 %、5ha までが 80 %です。要するに小規模森林所有者が非常に多いということで、このような方々の施業の集約化を図りながら、そこに作業路を作るとか、高性能林業機械を導入して生産コストを極力下げていくことで材を出していく。

森林計画  
課長

流通体制の整備とありますが現在、福島県で発足しました「福島県素材流通機構」等を核として県産材の安定供給、販路拡大の取組みを支援したい。その右側にA材、B材、C材、D材とありますが、これまでA材（良質材）ですが建築用材として使われていた部材、曲がり材は技術の革新等により合板等に使われるようになってきましたが、従来はA材、B材だけを山から持ってきました。これまで、林地に捨てられてきましたC材（根張り、小径木）、D材（枝葉、梢端等）このようなものをチップ、おが粉にして使おうということで、今まで捨ててきたものをすべて利用して森林所有者の粗収益を上げるという考えです。この図で見えていきますとA材、B材は建築用材、合板として右側へ流れていくわけですが、公共施設等への木材利用の推進、地域での家づくり、地産地消といった形で支援してまいりまして、木材流通増による利益の還元、森林所有者に還元されます。先ほどお話ししましたC材、D材これにつきましては、新たな利用の推進ということで、製紙、木質バイオマス、エネルギー利用、キノコ栽培の培地等にも利用できるということで、結果的に図のとおり森林所有者の粗収益のアップということで戻ってくるということになります。森林所有者に利益が還元されることによって、再度山の手入れが行われる循環的な考えを持っているということです。それらの施策を取りまとめたものが左側に書いてある図でございます。

以上が「重点戦略8」、「県産材のフル活用」の説明です。

次に、前回の森林審議会の中で新たな計画につきまして、各委員から様々な御意見を頂きましたが、資料2-1をご覧いただきたいと思います。

資料2-1、「各審議会における意見と対応」2ページ目、「森林審議会における意見と対応」です。9点ほどにまとめております。

1番目、「これまで汗をかいていた人（林家）への支援が見えてこない。」

林業・木材産業の振興というところでの記述はたくさんあるのだが、林家への支援が見えてこない。というご意見がありました。これについては、施業の集約化や低コスト化等、先ほど申しました「県産材のフル活用」を利用して森林所有者に利益の還元を図る施策を検討しておりまして、そのような支援を進めていきたい。これについては、資料1の17ページ、3「林業・木材産業の振興」の中で5行目に「施業の集約化や低コスト化を進め、森林所有者の収益向上を図ります。」といった内容で書き加えてございます。

2番目、「県産材の利用は、他県との競争となる。福島県産材を使ってもらうための方法を盛り込むべきである」

これについては、県産材のPRや地産地消を推進し利用促進に努めるよう

に考えております。そのためには、県内各地で活動する県産材を活用した家づくりグループによる県産材住宅の普及を進めます。

資料 1、95 ページ 28 行から、「県産材を活用した家づくりグループ等の取組みを支援していく。」と書き加えております。

資料 2-1 に戻りまして、県産ブランド材「とってお木」の供給を促進します。それから、品質性能や生産履歴に関する情報表示を促進します。それぞれ第 5 節 2、131 ページ 17 行目、県産ブランド材の供給促進、24～25 行にかけて「品質性能や生産履歴に関する情報表示を促進します。」と書き加えております。

3 番目、「県産材の利活用の面でエンドユーザー（消費者）との結びつきのみ強調されているが、いろいろな人との連携が必要。」

これについては、森林所有者や製材業者、建築士等で構成する県産材を活用した家づくりグループや林業関係団体等で組織する県素材流通機構との広域的な連携を進めていきます。

資料 1、103 ページ、特に書き加えておりませんが、森林組合、流域林業活性化センター等、その他諸団体等の関係団体との連携も当然考えておりまして、そのような方々との連携を図って、エンドユーザーまでの結びつきを図っていきたいと考えております。

4 番目、「地域資源をどのように活用するのか。針葉樹ばかりではなく、広葉樹も含めた森林資源をどう活かしていくのかを検討してほしい。」

これについては、森林の利用としては、森林環境教育やフォレストセラピー等での利用、木材としては、木質バイオマス利用等の中で広葉樹材の利用も検討していきます。

資料 1、23 ページ 21 行～22 行にかけて、「もりの案内人や各ボランティア団体等との連携を強化し、地域や学校からの要請に基づく学校教育における体験学習や、フォレストセラピーなど森林の新たな利用を促進します。」また、26 行に「森林とのふれあい施設の情報を効果的に発信することで、施設利用者の増加を図り、森林（もり）とのふれあいを推進する。」と書き加えております。

5 番目、「これまで、いくつも作られてきた計画の総括はどうするのか。これまでの整理をした上、新しい計画づくりをして欲しい。」

これについては、これまでも色々と計画がありましたが、終了時点では、それぞれ総括を行い、その中で見出された現状と課題について、その都度、新たな次期計画に引き継いで盛り込んでおります。今回の「新たな福島県農林水産業振興計画」においても前段の森林・林業・木材産業振興プランの後継プランとして計画をしております。全体の計画の 5 つの施策、12 の指標の中で課題を分析いたしまして、その結果を盛り込んだ計

森林計画  
課長

画としております。

6 番目、「森林環境税は、第 2 期も引き続き実施してほしいので、明確な記述が欲しい。」

これについては、県民の皆様から森林環境税の継続を希望する声が非常に高く、アンケートの調査結果について後ほど御報告します。今後、審議会の皆様からのご意見をお聞きしながら検討していく考えであるため、第 2 期継続については、本計画では明確な記述はしていません。

なお、県民参画によって、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐ理念については 143 ページ、18～19 行にかけて、平成 18 年度から 22 年度までの課税期間でございますが、「平成 18 年度から森林環境税を導入し県民一人一人が参画する森林（もり）づくりを進めています。」と記載しております。

7 番目、「生物多様性の観点をどのように入れるのか。」伐採が悪いという視点で書かれるのは困る。それを危惧する意見です。

生物多様性については、農・林・水一体として考えるものであることから、その思想については「農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮」の中で盛り込んでいます。

143 ページ 5～6 行、施策の方向の中で、「多面的機能の維持・増進のため」と書いてありますが、右側の施策の展開イメージ図に生物多様性保全機能と記載してあります。生物多様性とは、遺伝資源の保護、種の保全、生態系の保全等です。当然ながら森林・林業は、森林（もり）との共生に基づく循環型社会を目指すということで、伐採したら植栽するという一つの循環型となりますので、伐採が悪いという記述は無く、そのような懸念はないと考えております。

8 番目、「コンテナ苗木等の新しい技術の部分の記載もすべきである」

コンテナ苗木の実験的な取組みはされておりますが、確固とした技術は確立されていませんので、現時点では、計画書には明確な記述はしておりません。

101 ページ 23 行目、「効率的な素材生産技術や、低コスト再造林技術等の研究開発を推進します。」と記載しています。この中でコンテナ苗木の技術を今後も検討をしていきたいと考えており、林業技術の普及活動において対応したいと考えております。

9 番目、「都会で仕事に疲れた人は、自然の中で働きたいと願う人が多い。自然の中であれば農・林・水を問わない。別々に施策を講じるのではなく農林水一体となった受け入れ体制が欲しい。」

農・林・水とバラバラな受け皿を作るのではなく一体的な受け皿がないか、との御意見です。これについては、第 5 章、「重点戦略 6、新規就業

者の確保・定着」において重点施策としております。

159 ページ 27 行目、「首都圏等で開催する就業セミナー等における農林漁業一体的な情報提供」という形でバラバラな受け皿ではなく窓口としては一体的となって、情報を提供して行きたい。そしてその中で振り分けていく考えであります。

以上、前回各委員からの御質問、御提案のあった内容につきまして、御報告しました。

農林企画  
課長

引き続き、資料 2-1 の 2 ページで林業の部分を申し上げましたが、3 つの審議会がございますので、その中で出ました御意見等を大まかに申し上げます。

1 ページの 1 番目、「農業所得の増大を強く出してほしい」

2 番目、「農林水産業は国家の保障産業だ」という御意見。これについては、「生活の豊かさを実感しながら、いきいきと働いています。」それから、「本県の基幹産業である」といった文言でそれぞれ修正しております。

3 番目、「県の計画なので総花的でメリハリが欲しい」との御意見。「重点戦略」において、8 本の施策を検討しております。

4 番目、「耕作放棄地 20,000ha を超えているわけですが、これについても対応してほしい」との御意見です。「重点戦略」の中で進めてまいりたいと考えております。

5 番目、「安全・安心、30 年先では当たり前ではないか、プラスアルファが欲しい」とのご意見。安全・安心は変ることがないと思いますが、有機農業の産地形成を進めてまいります。

他の 3 件につきましては、記載の通りでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

3 ページ、水産関係ですが、こちらは、逆に水産関係者の方からは、農・林・水と一体となった施策を講じていただきたいという、全体を通しての御意見です。

次に、資料 2-2 です。パブリックコメントで 11 月 2 日から 12 月 1 日までの 1 ヶ月間に行った内容です。全部をご説明するには、時間に限りがありますので、全体で 15 の意見が寄せられております。対応の部分に記載しておりますが、直接修文するところまでは至らず、例えば、1 ページ下から 2 行目、専門的な用語が多いので用語解説を付けて欲しいとのご意見がありまして、これは用語解説をつけることとしました。

このような形で見られた方が少なかったのも、どちらかというと基本的な意見が多いようでした。地産地消を進めるにあたって、どこに行けばいいのか分からないので、もっと PR して欲しい、などです。申し訳ございませんが、後ほど御覧いただきたいと思っております。

農林企画  
課長

資料2-3、地方説明会における意見と対応です。11月の下旬に中、浜、会津の3方部で実施した内容になっております。この中でいろいろなご意見をいただいておりますが、方部別ですので、方部に関係するようなご意見が出ております。

先程、委員からも御質問がありましたが、国の農政の方針が変わってきて、この計画との整合性はどうかとの意見もありました。現在、国の予算編成が進んでおりますが、私どもの計画は3月までの作成ですので、そのようなことも勘案しながら、状況が変化すれば柔軟に対応していきたいと考えております。

林業関係だったと思いますが、長いスパンで見ているので産業として成り立つように計画をつくってもらいたい、とのご意見もありました。

前回、御質問をいただきました件で、私のほうからお詫びしなければならないのですが、「指標」の中で学校給食の地場産品の活用状況についての指標の説明に伴い、早矢仕委員から御質問をいただきました、そのあと会長から追加の御質問がありました際に、目標値について重量%と間違ってお答えしてしまいました。改めて調べましたところ、これは1日の給食に使う食材の1品ごとを1としてカウントしているということで、例えば10品使った中でジャガイモが県産品であれば10%であるという考え方とことです。

その考えで県内の単独調理場、共同調理場、県立学校等の調理場のすべてを網羅したもので、前期と後期、それぞれ5日間において、延べ10日間の調査結果として34.7%となりました。

それから他県の状況ということで早矢仕委員から御質問がありました。先ほどの県のデータは、県内すべての調理場を調べた結果ですが、国の全国調査は500個のサンプリング調査ですので直接的な比較はできませんが、19年度の全国平均は23.3%となっております。全国の調査の場合ですと19年度の福島県は27.3%となります。それに対しまして東北6県の中では岩手県が34.5%、40%を超えているところを申しますと北海道が40.8%、佐賀県、大分県が43%となっております。ここで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

矢吹委員

前に質問をしたことについての、回答を頂いたわけですが、「汗をかいた人が…」ということをお話したと思います。

林業後継者をどうするかという意味で、岡部委員も私も話しをしたと思うのですが、資料1、17ページを見まして、肝心、要となるこの部分にそのような表現が見当たらないと思います。後の部分で林業について記述しているのは各論で、ここが柱となり、まずは、このページしか見ないと思うので、ここにどう始末をするのかを考えていただきたいとの趣旨で

申し上げました。よろしくお願いたします。

木村会長      ということですが、いかがでしょうか。後継者の問題ですね。これも岡部委員からの御意見でしたが、真ん中あたりで総括の問題に関しても「入っています」と言われても、あまり入っていないのでは。今、直せるものでもないかもしれませんが。

                  はい、矢吹委員どうぞ。

矢吹委員      ロシア材等の国際情勢なども書いてあります。前にも申しましたが、農業関係と林業関係とは分野も、置かれている状況も違うことが、一般の方には分からないと思います。林業も農業と同じように相当の関税により守られている、というイメージを持っているのが一般の方にあると思います。そういう意味では違いをどこかに書いておかないと、同じであるとの認識がされるのではとっております。前回も、置かれている状況が違うのではないかと、ということで申し上げました。

木村会長      という御意見です。はい、では、お願いします。

森林計画課長    まず、後継者問題の記述についての御質問です。

                  17 ページに森林所有者の方に対しての支援は、確かに考えているということも合わせて、記述は 99 ページにおいて「林業の担い手の確保、育成」ということで整理しましたが、矢吹委員の御質問は後継ぎについての事でしょうか。

                  後継ぎに対しての記述は、どうなのかといいますと、私どもは、林業は循環型の中で森林を守っていくとの認識で担い手の確保・育成ということで記述しましたので、若干の食い違いがあったのかと考えております。

                  次に、農業と違って林業は、多くの外材が関税を課税されず入ってきている状況を理解していない人が多いのではないかと。その人数的なデータがないのでお答えしにくい部分です。その部分を林業振興策の記述の中では、中々書き込み難いところがございました。もし記述するとすれば現状の中かと思っておりますので、検討させていただきたいと考えております。

木村会長      では、矢吹委員どうぞ。

矢吹委員      先ほどの後継者の話です。このような話もしたと思うのですが、農林水産業が一体となった計画をつくるという意味で、農林業の複合経営との範疇の中で地域に根ざしている人たちが、地域でどう生活していくのかという部分も含めての書き込みが必要ではないかとお話をしました。農林業複合経営の考えとか、そのようなものをどう盛り込んでいるのかが見えてこないで再度お願いします。

木村会長 ありがとうございます。他に御意見はございませんか。  
では、お願いします。

森林計画  
課長 矢吹委員から林業だけの後継者ではなく、農林業複合経営の中での後継者、このことについての記述はどうかという御質問ですが、もう少し精査して記述が足りないようであれば書き込みをしたいと考えております。

木村会長 ありがとうございます。外山委員、お願いします。

外山委員 矢吹委員の言われた部分等も含めて林業そのものが現実的には、昔の農林業のイメージと、現在の林業並びに林業事業体を含めた形の置かれている状況が違ってきている。木材産業にしても国際商品であるという特質は、もう少し明確にワードで入れる必要がないのかと感じました。  
というのは、林業の担い手というのは一般的には農業後継者も含めた所有者など、色々な場合が考えられる。実際、農業と連携するところ、あるいは森林所有者一本とするところ、あるいは林業事業体と、作業を担う部分が渾然一体となっていて文章上の表現が見えなくなっている。やはり矢吹委員が言われるように共通性があるのではないか。  
その部分で県産材の高次加工と言っているが、現在の木材生産の需要構造が大きく変わったことが、林業そのものの生活基盤を根底から崩しているという認識に直すべきだと思います。コメント的で申し訳ございません。

木村会長 ありがとうございます。只今の御意見に対して、よろしいですか。  
では、お願いします。

林業振興  
課長 木材関係の生産構造の大きな変化の部分につきましては、本文の第3節で記述しておりますが、ご質問のような趣旨については、「重点戦略」でそのイメージを出そうとの思いがありました。  
外材や生産構造の問題、輸出入の問題を含めて記述しますと、かなり間口が広がってしまいます。輸出入の問題ですと外材と国産材との対立構造になるので、それを記述しますと逆に焦点がぼけるかとの思いもありまして、県産材の問題として絞り込んだ形で表現しております。  
それがかえって大事な部分が欠落してしまったとご指摘かと思っておりますが、そういう想いで記述しています。生産構造の変化については、本文に記述するのではなく、「重点戦略」の中で、そこを意識して記述をいたしました。

木村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、外山委員。

外山委員 そこは、中々ポイント・オブ・ビューでは難しい部分かと。

今までの県産材の問題で、各県の行政枠、行政計画として県単位の枠を越えられないが、現実には国際商品というところ、かなりグローバルな話になるが、国内であっても、その地域から意識しなければならないのは石巻でしたが、今度はそれに対して常陸那珂と、県単位という枠を越えて、建築用材として需要が主だったのが、これからは燃料を含めた原材料としての需要が多くなる。現実には私どもの森林管理署でも、過半数以上は建築用材向けではなくて原材料としての需要が現実にあるわけです。

これからの方向性をプランで見ている場合、認識しつつも現実はどうだった、との記述が一言、必要ではなかったかと思えます。まだ行政として、こうだと言いきれない部分もあるが、今までの需要構造が転換点にきているということ、今後の計画の中で、認識しつつも現実はどうだということを書きぶりの部分で何とか、工夫ができないものではないでしょうか。

木村会長

原材料としては、具体的には、どのようなものがありますか。

外山委員

一つは改めて製紙であるし、合板材であると。今までのスギは構造用材で、しかも柱材であったと。スギは単純に合板材のアンコとなって、主から従となりました。

これが価格的にもシェアとなって、1社が買入れないと価格も丸太もほとんど動かないし、今までも間伐材などに対する需要がなかったが、ここに来てセイホクグループが年間65万m<sup>3</sup>を消費する。そのうちの3分の2はロシア材だった。それが、この近年、国産材にシフトしたがゆえに、今までの国産材工場が使っていた製材品としての一般用材も含めて、原料用材として全部セイホクの合板材工場へ行った。

ところが逆に昨今の建築不況で需要がなくなった途端に原材料価格も下がるし、消費も止まった。今まであった製材工場が潰れてしまっただけでなくなった。

一方において東京電力や常磐共火発も含めてペレットという形で需要がある。福島県域で数パーセントだと言っているが、いわゆる供給量以上に需要はあるが、価格等のシステムが確立していないために成立しない。

転換点に来ているが、社会的なシステムが確立していないという状況で、具体的にどうなるか実際は判からない。その中でのプラン策定ということで答えは出ないけれども、県産材が否定とまではいかないが、主から従になっている現状を踏まえれば、今までの流れではいけない。

県産材が主であればいいのだが、従となっている状況、過半の需要や構造、価格決定や流通が変わっている転換点にあることを含めて、そこだけで焦点がぼけてしまうというだけではちょっと。…難しいです、このような記述は。一方で流れもあるし、その中でこうしますという、逃げ方もあるのですが、一言二言盛り込んだほうが、計画では認識しつつも、なかなか絵が描けないとの苦悩が出るのではないのでしょうか。如何でしょうか。

木村会長 ありがとうございます。では、お願いします。

林業振興課長 資料 1、93 ページを御覧ください。「県産材の安定供給体制の整備」の項を起こしました。  
現状認識ですが、1 「現状と課題」で輸出入の木材需要構造の変化と県内外の大型製材工場や合板工場等の国産材シフトを挙げております。  
次に景気動向から住宅着工戸数の減少という認識をもって、建築用材が需要増の方向には見通し難い中で、安定供給体制をどう図っていくかが基盤強化と併せて必要であるという課題にしてあります。  
その展開として取り上げたのがニーズに対応した安定供給をするということで、24 行目に「建築用材からバイオマス燃料までのニーズに応じた素材の集出荷を図る。」その下では「建築用材、合板、製紙用さらには、燃料用等のニーズに適時的確に応え、計画的かつ安定的に供給できる素材流通体制の作らなければならない。」との記述をしました。この辺で読み取っていただけないかと思うのですが。

木村会長 はい。外山委員どうぞ。

外山委員 今、議論したのは 17 ページで、その辺で何とか、匂わないのかという議論の流れの中でお話した部分もあります。

木村会長 基本的な考え方のところにですね。

外山委員 各論はそうなのだけど、こちらに現状認識のなかで、一言、文章でなくとも良いので、ワードで入れられないものかと。

木村会長 はい、どうぞ。

林業振興課長 各論で記述した部分については、御理解いただいたということで。17 ページの記述については、少し文言を整理させていただきたいと思います。

木村会長 分かりました。他に御意見等ございませんでしょうか。

矢吹委員 「エンドユーザーたる消費者云々」に対する回答はいただいておりますが、21 ページにおいては、そういう意味での始末ができないのでしょうか。  
せっかく農林漁業者と消費者・商工業者等の絆づくりという記述があつて、この中をみると家づくりの問題等だけで、いわゆるエンドユーザーとのつながりの問題についての始末がないです。  
そのような意味での書き込みが必要なのかと。現に農協、森林組合、中

央会、連合会、漁連とそれから生協との地産地消ネットワークについて、我々は話し合い等もしています。エンドユーザーである生協の組合員たる消費者に対するPRを、いつもやっています。先程データがないからとのことでしたが、現実には木材が国際商品たる認識も、実際はPRされていないという意味で申しましたが、この辺りについて書き込みが必要であるかと思えます。

木村会長 コメントがありましたら。はい、お願いします。

森林計画課長 21 ページの中にそのような書き込みが、できないかとの御質問ですが、22 行目に「農林水産業に対する更なる理解促進を図るため、関係機関・団体等と連携してイベントを開催するなど、消費者と農林漁業者の交流を推進します。」との記述では不十分でしょうか。

この辺りで読み取っていただければと思いますが、如何でしょうか。

矢吹委員 以下の事項をみると具体的に書いてあるので、具体的に書いたらいかがですか。という意味です。

相馬課長 わかりました。その辺につきましては、検討させていただきます。

木村会長 ほかに御意見、御質問はありませんでしょうか。

早矢仕委員 93 ページ、1 「現状と課題」で福島県内において住宅建築が少なくなってきたと書いてありますが、私の地域では新築戸数が減っている代わりに、リフォームが多いように思うのです。

どのようなリフォームの内容にするかを、写真付きで展示してあるのを見ると、木を一面に張りつけたものなどです。ある業者が土日になると、スーパーの一角に宣伝車をだして板張りの部屋の写真を並べておきまして、その板材が県産か国外かは把握できませんでしたが、福島県にも有名な木材があり、私の勉強不足かとは思いますが、ロゴマークがあまりにも目につかないのですね。

新築はできないけれど、リフォームはするというニーズにもなっているので、ロゴマークをきちんと付けることも、PRになるのかなと思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

木村会長 はい、どうぞ。

林業振興課長 93 ページについては、量的な分野についてコメントしておりまして、住宅新築はボリューム的には内装関係よりも圧倒的に材料を使うわけですから、量的な表現をするために着工戸数だけを取り上げた記述になっております。

林業振興課長 参考までに、平成 26 年には現在の着工戸数の 88 %程度になるであろうとの見通しのもとに計画を立てております

使うという部分については、次の章の 95 ページで「県産材の利用促進」の項を起こしており、その中で、PR 普及活動を行うこととしております。

ロゴマークについては「とってお木」というブランドロゴマークは作っておりますが、県内向けか、県外向けかといったターゲットが明確でなかったという反省もありますので PR 普及活動のなかで、只今の意見を参考にしながら施策を進めていきたいと思っております。

131 ページにも、ブランド材「とってお木」の供給を促進するとしてあり、消費者ニーズ向けということで、特化して記述をしております。

いずれにしても、参考にして施策を進めたいと考えております。

木村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。そろそろ、予定の時間かと思いますが、他に御意見はございませんでしょうか。

外山委員 ちょっと、違和感がありまして。

17 ページに、こだわっておりまして、17 ページの書き方は従来の計画の平板的な書き方なので、中に書いてあることが少し見えたり、分析しつつも、やろうというのが見え隠れしないところが、すっきりしなかったのでは。今の議論を聞いて思いました。

木村会長 総括的な部分が、イントロダクションにないと、どこを変えるかが明確にならないということです。今までのやり方でどう問題があったかということも簡単にでも、従来と、この部分が違うという記述があっても良いのではないかと思います。

冒頭がないと、途中に入っても細くてわかりませんから。そのように感じます。

他にございませんか。なければ、ここでいったん休憩に入って、次に「指標」の説明に移りたいと思っております。

( 休 憩 1 0 分 間 )

木村会長 それでは、再開いたします。先ほどの続きで何かございましたら受付いたします。

外山委員 県産材の需要のところで、県産材を低コストで安定供給するといっているが、供給するよりも「ニーズに応える形での安定供給を図るため」という形で、ニーズを前に出して県産材の供給体制の整備をするという形で、ニーズが変わっているということを出せないかと思うのですが、如何でしょう

か。

木村会長

ニーズに合わせるということでしょうか。

林業振興  
課長

表現を十分検討させていただきます。

木村会長

字数の制限があるそうで。厳しいようですが。よろしいでしょうか。  
それでは続きまして、資料3、「指標」について説明をお願い致します。

森林計画  
課長

資料3に基づきまして、「新たな福島県農林水産業振興計画」の「指標」について説明します。

資料3には99の指標を記載しておりますが、林業関係の「指標」のみ説明します。

資料3、1ページ6番目、「森林とのふれあい施設利用者数」です。内容ですが、大玉村にあります「ふくしま県民の森」、郡山市にあります「福島県総合緑化センター」、猪苗代町にあります「福島県昭和の森」の県内3施設の利用者数ですが、現状値から毎年1%程度の増加を目標とし、現状536千人を566千人の目標とします。伸び率は105.6%です。

9番目、「山地災害危険地区における着手率」です。福島県内の民有林に設定されております山地災害危険地区における治山事業の着手率です。平成14年度から平成20年までの着手率の伸び率と同等の整備を毎年度行っていくということです。山地災害危険地区には3つの種類がありまして溪流、山腹、地すべりです。現状が50.3%ですが52.5%までに持ち上げ2.2%の増を考えております。

11番目「松くい虫被害材積」です。被害対策推進計画に基づく被害対策対象森林の被害発生量です。目標設定の考え方ですが、松くい虫被害対策事業推進計画に基づきまして1ha当たりの被害材積を国基準1m<sup>3</sup>/ha未満の水準を維持するというので、現状23,034m<sup>3</sup>を目標21,000m<sup>3</sup>以下に下げ、91.2%とすることです。

12番目「カシノナガキクイムシの被害量」です。県内におけるカシノナガキクイムシの被害発生面積ですが、これについては保安林等の重要な森林における被害の発生量を年平均で10ha減少させるということで、現状238haですが、190ha以下にしたいと考えており79%の減です。

68番目「木材（素材）の生産量」です。県内で1年間に生産される木材の量です。製材用、チップ用、合板用、その他用途別木材の需給見通しから予測される将来の木材の生産量を目標にしておりまして、現在685千m<sup>3</sup>ですが870千m<sup>3</sup>以上にしたいと考えております。127%の伸びを考えております。

69番目「林業産出額」です。県内の木材（素材）、栽培キノコ、その他の産出額のトータルです。木材、キノコ等の需給見通し等により予測される生

森林計画  
課長

産量目標を基礎に、17%の産出額の増加を目指しております。現状 141 億円ですが、これを 165 億円以上とすることで 161.9%の伸びです。

70 番目「新規林業就業者数」です。これは 1 年間新たに林業の職に就いた人数です。今後の森林の整備に必要な従事者数としまして、平成 27 年度に林業就業者数 2100 人の確保を目標しておりますが、それに向けまして年間 250 人の確保を目指しております。現状は年 155 人となっておりますが、年 250 人以上にしたいと考えております。

71 番目「林内路網整備延長」です。これにつきまして、県内の私有林における林道及び作業道（3 級林道以上）で整備された延長距離です。目標設定の考え方ですが「森林林業基本計画」に基づきまして目標とする林道整備延長が約 30 年後までに達成できるよう指標を定めたところです。目標林内路網延長は 10,650km、整備すべき延長が約 1,734km、年間整備量 50km となっております。現状の 4,929km を 5,200km 以上に延長し、105.6%の伸びです。

72 番目「高性能林業機械の保有台数」です。林業機械保有状況調査による、高性能林業機械の保有台数で、県が支援いたします高性能林業機械の貸付事業の展開が今年度から始まりましたが、事業主自らの機械化推進と併せて、平成 26 年度までに 210 台の導入を目指しまして、現状 120 台から 210 台以上へと 175%の伸び率です。

73 番目「木材関連工業出荷額」です。全製造業の製造品出荷額うち木材関連工業の木材、木製品、家具装備品、パルプ・紙・紙工品の合計額です。現状は 2,659 億円となっております、目標は空欄で、備考欄に増加を目指す（モニタリング指標）と書いてあります。

これは、すべての木材関連工業出荷額の中には輸入家具や工芸品など、いろいろなものが含まれておりまして、当部と別途の施策等の展開もございまして、それを併せて目標とするには問題もあり、管理できないということで目標の設定はしておりません。

モニタリングということで、毎年の数値自体は把握していきたいと考えておりますが、目標としては設定しないということです。

74 番目「間伐材利用量」ですが、間伐実績調査での間伐材の生産・流通実績です。今後増加が見込まれる県内におけるエネルギー源としての木質バイオマス需要量の半分を、これまでの林地残材を含めた間伐材を利用すると見込みまして 100 千 m<sup>3</sup> の増加を目指しております。平成 20 年度実績の間伐材の利用量、57 千 m<sup>3</sup> を平成 26 年度まで 160 千 m<sup>3</sup> で 280.7%の伸びです。

75 番目「栽培キノコの生産量」です。目標設定の考え方ですが、平成 26 年度までに、規模拡大が見込まれる法人が 3 法人あります。ここで 600t 程度の増加が見込まれます。生産設備の更新、生産技術の指導によって増加は 400t 程度、廃業などによる減少が 200t 程度を見込んでおりまして平成 19 年度と比較して 800t の増加としております。現状は 5,459t、目標は 6,500t と 119.1%の伸び率です。

90 番目「乾燥材出荷割合」です。県内製材工場の製品出荷量に対する人工乾燥材の出荷量の割合です。現行プランでは平成 22 年度の目標を約 25% としておりましたが、乾燥材生産量の更なる拡大を目指しておりました、現状 27.8%を約 33%以上の 5.2%のアップと考えております。

93 番目「森林整備面積」です。これは平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に植林から保育に至るまでの森林施業を実施する面積です。目標設定の考え方ですが「福島県森林吸収量確保推進計画」、これは福島県の地球温暖化効果ガスの削減に向けた森林の計画ですが、この計画における年間 12,200haの森林整備の目標を引き続き目指すこととしております。現状は 11,641haとなっております。

94 番目「森づくり意識醸成活動の参加者数」です。森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための全般的な活動の 1 年間の参加者数です。平成 20 年度実績の毎年 1%増を目指し、現状の 146 千人を 155 千人以上の 106.2%にしたいと考えています。

98 番目「木質燃料使用量」です。木質バイオマスの利用施設における木質燃料の使用量です。現状が 216 千 t、目標は無く、増加を目指す（モニタリング）と書いておりましたが、これは木質バイオマスの需要先である企業の大口の使用によって大きく数字が変わることもありまして、目標値はあえて設定せず、それぞれの実績によってモニタリングしていくという考えです。

99 番「保安林指定面積」です。これは、民有保安林に指定する面積です。保安林の種類は 17 種あるわけですが、それぞれの指定する面積です。全国平均は 28.8%で福島県は 19.7%です。地形、気象条件等で本県と同様な東北地方、新潟県 21.1%となっております。今後 10 年間でこのような地域と同等の水準を目指していきたいと考え、現状 111,078haですが、115,500 ha以上にしたいと考えております。

以上、林業に関する「指標」17 件について御説明しました。よろしくお願ひします。

木村会長

ありがとうございました。

只今の説明について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

原田委員

村長より伝言を預かっておりました、西郷村の林道が全国表彰を受けましてありがとうございました。また、夏には森林審議会現地調査に来ていただきありがとうございました。御礼申し上げます。

それでは資料 3 ですが、目標値が少なくても 1%、多いもので 20 数%と、ずっと上がっていくのですが、自分は小規模な山しか所有しないので、よく言えませんが、5 ページ 55 番、56 番、57 番に畜産のことが書いてあります。これを見て、非常に驚いたのですが、全部伸びています。私は、実際に牛を相手に仕事して、どの農家の後継者がいないとか、各農家の事情を詳しく知っており、このようなことには、なり得ないと思います。特に 57 番の

原田委員 乳用牛の飼養頭数ですが、これは10年前より若干下がっているのです。そして10年、15年前は1kgの牛乳が農家では100円で、そして加工されてスーパーの店頭には200円くらいで並ぶ、今の値段は農家では70円で3割も減です。スーパーでは安売りの目玉商品となって148円くらいになるのです。こういう経済的な状況が続いて、そして国際競争ということで、チーズやバターが外部から入ってくると、もっと減ってしまいます。にもかかわらず、無理をして、恰好だけで書いたように思えるのですが。

これだけの数の項目があれば増えるのもあるし、減るのもあるのではないかと、特に学校の中に田んぼを作って農業に親しむ授業がありますが、小学校の合併によって校長先生も減るし、学校の合併によって、その学校田も減っていくような気がします。科学的な根拠に基づいて減る指標もある、しかし、この点は増やしていこう。あくまでも人間がやる仕事で、人間は経済によって影響される特に林業とか畜産というのは街の中ではできないので山でやることになる。その山の人口減、子供たちが県職員や教師になるといって農山村から離れ都市部に住む。じいちゃん、ばあちゃんは、ずっとそこに住みなさいと言い、自分達は、新幹線の近くに家を建て、子どもたちを東京や仙台の学校に通わせる。過疎地と大都市とは言わないが、中都市に福島県の人口が集中して、両極端の現象となれば20年、30年後に森林関係もこのような「指標」にはならないのではと思います。数字を大雑把に出したと思うし、あるいは事務局が綿密に計算をしたのかとも思うのですが、そういうことについて、すべてが右肩上がり達成するようにサバを読まないで、もっとまじめにやっていただきたいと思い、お話ししました。以上です。

木村会長 ありがとうございます。中々厳しいご御見ができました。まず、今の御質問に関して回答をお願いします。

農林企画課長 原田委員の御質問ですが、5ページ記載してありますが、原田委員のおっしゃることは理解しております。ここで肉用牛の所にも記載してありますが現在「福島県酪農・肉用牛近代化計画」が別途にありまして、その27年度を目標としております。その計画との整合性を取らなければならないということもございます。

私どもも、原田委員と同じ気持ちを持っておりまして、一方で見通しとして右肩下がりにならざるを得ないと十分理解した上で、何とかしていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

只今と同じような話のなかで、農家戸数、林家、漁家、今回の基本的なフレームにつきまして、目標値は設定しておりません。と申しますのは、明らかに施策が加わって上方修正できる部分があるかと思うのですが、施策が加わってなんとかできるものは現状維持、フレームの部分については目標値を設けていないということで、ご理解いただきたいと思っております。

木村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

原田委員 努力目標の内だと、そういうことで了解しました。

木村会長 気になったのですが、この値は予測値として、これを使って何か施策が決まっているのではないと考えて良いのでしょうか。そこが気になりましたので。

森林計画課長 この目標値をもって、施策を講ずるというわけではありません。あくまでも目標です。

木村会長 はい、わかりました。では、外山委員どうぞ。

外山委員 原田委員の質問との関連する部分で、また、早矢仕委員の発言に関連して、今回の事業仕分けの中で一番は中山間地域、資料3、1ページ4番「快適で安全な農山漁村づくり」にかなり影響がでるのではないかと、林業プロパーとしては、「指標」で「林内路網整備」となっているが、林道は厳しく、逆に作業道は比較の対象から出ている。その辺の影響が、現在どうなっているのか、本音の部分をお聞かせいただきたい。

先ほど耕作放棄地の関係で、耕作放棄地をそのまま農地にという場合、福島県で多いのは桑畑です。そこをどのようにしていくのか、逆に林業的にみると魅力のあるところですが。

全国的には、食用キノコ等のほだ木生産にいい場所であるし、一方耕作放棄地をそのまま農地にというが、吾妻山の国営パイロット事業の事例もあるし、どのような方向にあるのか、現実的にどういう認識をお持ちなのか、お聞かせください。

木村会長 ありがとうございます。はい、お願いします。

農林企画課長 2点の御質問ですが。全般的なお話を事業仕分けの中でお話をさせていただきます。今回の地域での説明会の中でも、11月に行われた事業仕分けの影響はどうなのかというお話がございました。

国の予算は只今編成中で、25日に内示がでるというお話もあります。結論から申しますと、それを見てからになるかと思えます。今回は農道整備、里山エリアの廃止ということでした。まず、国の予算をみることで、この計画については年度内ということで、若干の時間差があるので、改めて検討します。

次に耕作放棄地ですが、21,000ha程ありまして、私どもが考えますのは、たばこの廃作地などもありますが、やはり養蚕の桑畑が多いのではないかと考えております。

現在、全市町村で調査を行っておりまして、その中で今後とも耕作を続けることのできる農地なのか、重機を入れてもダメなのか、などの仕分け

農林企画課長	<p>をしなければならない部分がありまして、5年間で2,000haを解消していきたいと考えております。</p> <p>「指標」の2ページ19番にも掲げております。網掛けしている部分は県の総合計画の目標値にも掲げておりまして、県全体でオーソライズ（公認）されたということで、少ないという意見もありますが、2,000haの解消に向けて進めていきます。</p> <p>「重点戦略」でも地域での自給力向上、遊休農地の有効活用という点で施策を展開していきます。</p>
木村会長	<p>ありがとうございました。岡部委員からのご意見があるようです。</p>
岡部委員	<p>計画等を見せていただいて、大変御苦勞のあとが感じとることができません。</p> <p>矢吹委員、原田委員、外山委員の意見の中に大変重要な部分があると思います。</p> <p>1つは、今までの林業は例えば、建築用の木材として品質に良い木材を供給する目標がありました。最近の木材というのは単に部材・原料として扱われるようになってしまい、建築材を造らなくてもいいような状況にあると思います。</p> <p>経営のずれというのが大きくなっていく。その中で私どもがこれから林業を営んでいくとすれば、どのような目的をもってすればいいのか。バイオマスの燃料を作るための目的では、植林はしたがるしないし、できない。</p> <p>2, 3日前に山を持っている連中と話をしたのですが、国や県で林業をどうするかと一生懸命に考えてくれる、公的資金での補助金を出してくれるが、それが、末端の森林所有者に、どれだけ届いているのかということ、それが、ほとんど末端までは、いっていないのが現状です。</p> <p>例えば、国や県で1m<sup>3</sup>あたり2千円の補助金を入れてくれる、その分だけ安くなるという繰り返しが非常に多くなってきている。最終的にバイオ燃料だけを作って。バイオ燃料は1m<sup>3</sup>当たり3千円頂いても、我々のところには一つも入らない。</p> <p>自分の山で木を伐っても、「そのまま捨てておくよ」、「何も出さなくてもいいよ」と言う、森林所有者がたくさんいらっしゃる。そのようになってきたら、日本の山はどうなっていくのかと感じています。</p> <p>林道等を作っていただく、高性能林業機械導入等、大変結構なことですが、我々の本当の目的は、収益は少なくともいいから、林業を継続していただけるのものが欲しいというのが、森林所有者の大方の見方です。</p> <p>11月の指導林家の研修会の中で、ある篤林家の方が、「林業というのが段々とやりにくくなった」、「目的がなくなった」、との弱気な発言をされておりました。我々が目標とするような方から、このように聞かされると大変なことになっていると感じました。</p> <p>嘘でもというのと、変な話ですが、我々が計画書等を見て、「ときめき」</p>

を感じるようなものが、何かないかと思うのです。「ときめき」が1つでもあれば、「よし、またやってみようか。」と、後継者の問題にも関連していくので、その辺を何とかここに位置づけしていただけるようお願いいたします。

他の審議委員の思いも同じだと思うので、なんとかお願いしたいと、大きな声で申し上げたい。よろしくお願いします。

木村会長           ありがとうございます。はい、お願いします。

森林計画  
課長               岡部委員から、計画の目的は何かとの御意見ですが、一言で言えば、良い山を作っていきたい。適切に管理された山を作っていきたい。その一言に尽きると思います。

現状、施策をいろいろ申し上げましたが、現状では木材需要が減って材木が動かない。安くて経営が成り立たない。山に投資したくともできない。結果としてそれが山の荒廃に結びついているわけです。

森林所有者が収益を得られるような施業体系、システム、バイオマス燃料云々についても、結果として森林所有者が、いかにして収益を得られるか、という1つの手段です。

究極の目標は、福島県の荒廃した森林を少しでもなくして、適切に管理された山にしていくための、いろいろな施策を申しました。

必ずしもバイオマスに特化したというわけではありません。生産、流通とありますが、それぞれの経営が成り立つようにどうしたらよいのか、色々な施策を新たな計画の中で展開をしているわけでございます。そのような考えで、この計画を作成しております。

木村会長           ありがとうございます。

岡部委員は、はっきりと言わなかったけれども、おそらく補助金を出せば出すほど適当にやって、いくらで売れてもいやという人が増えてくる。

国産材は輸入材よりも安い。国産材が安いのは、そのような補助金があるので、たいした事をしなくても維持ができてしまうところがあるのかとも思うのです。良い山をつくるよりも儲かる林業を育てる方向を考えなくてはいけないのかなと。

そうすればちゃんとやる人が増えるし、そのような夢のあるものを盛り込んでいただければいいのかと思います。

岡部委員           議長のおっしゃる通りなのですが、私あえて申しますが、公的資金等は、ここ15年間、植林、間伐をしても、とにかく頂戴したことはありません。

公的資金には反発をしておりまして、国や県で補助をする度に、木材の価格が下がっていくからです。

岡部委員	<p>私は、今も継続していますが、都会の方から山で暮らしたり、遊んだりしたい、という方々が40人位いて、1坪1日1円というキャッチフレーズで受け入れております。</p> <p>今までも造林しても、何をしても補助金をも頂戴しないこととしておりまして、そういう人間がいっぱい増えてきて、何とかやろうという形も必要だと思えます。</p> <p>この度は、森林環境税による森林整備をやっていただきました。山もきれいになり感謝しております。少しでもこのような事で、有効に、みんなのところまでお金が届くような施策だけをお願いしたい。再度申しあげます。よろしく申し上げます</p>
木村会長	<p>はい、事務局、お願いします。</p>
林業振興課長	<p>岡部委員からの御意見、耳が痛い部分もございまして、何とかしなければいけないと認識しております。</p> <p>製材品価格と立木価格の推移を30、40年追ってみますと、製品価格が上がっても立木価格には反映しないといった構造がずっと続いています。</p> <p>そのしわ寄せが何処に行っているかという点と間違いなく山元の所有者の方へいっています。</p> <p>しかし、素材生産を行っている方の中にも、自分の糧を得る場として森林が重要だ、何とかして森林所有者へお金を返す、自ら植林に手を出さなければいけないという想いを持っている方もいらっしゃいます。</p> <p>明日の糧をどうしようかという差し迫った状況では、周りの人のことや将来のことは考えられませんので、システム全体としてどれだけ収益を上げ、それをどのように分配するかが課題だと思っております。</p> <p>流通体制整備、組織化をすることを1つの目標としておりますが、少し先を見たものの考え方を関係者が持つということが、ひいては、所有者のためになると思っております。素材生産流通体制の整備では単に組織化するのではなく、自分たちが自分たちで働く、糧を得る場としての森林をどう見るかまで組織として併せて考えていただきたいと思っております。</p>
木村会長	<p>はい、外山委員。</p>
外山委員	<p>岡部委員の御意見は、まさに的を射た核心の話だと思えます。</p> <p>儲かる云々という話は、国有林でも悩んでいるところでして、今回、同時並行的に当管理署でもパブリックコメントを行います。</p> <p>当管理署の計画でも、皆伐はゼロです。50、60年生を伐り出して植栽経費のB/C（費用対効果）がマイナスなら行わないという結果、ゼロになったからです。</p> <p>一方で危惧しておりますのは、今後の造林未済地の問題で、九州のほうでは逆に林地が集約した。立木を買って、ついでに土地も買ったと。どん</p>

どん素材生産者側が買ったと、古くからの話ですが。

その辺を考えると儲かるとはなにかという部分と、一方、福島県のキーワードの一つは、ほだ木とか、そういうものについては民有林の全国ベースで1,2位となっており、静岡など全国各地に移出している。この辺がね、今では何か、スギだからどうだとかね、そういう部分からすると一つの違いが出てくるのではないか。国有林は今まではどうか、現在、自分が持っている山の形を今どうするのか、今後どうするのかの2つがあると思うので。その辺で造林未済地の問題はむしろ矢吹委員のほうが現場実態として詳しい。その辺が今の日本での部分での林業をどうするのかということ。

それから、耕作放棄地の問題。今言った国有林そのものが、なるべく力任せにやる。今までの分からB/C(費用対効果)等を考えて、それに合った形の現状の木材価格をどうするのか。新植をせずに、新しく山を育てていく方向に。耕作放棄地だからといって、何が何でも耕作地に戻すのか。ということもあるだろうし、一部は、ほだ木生産のような形もあるし1、2年で育つ大型草木によるバイオマス燃料にするとか、短期でもって、耕作放棄地で桑畑や傾斜地等を念頭におくならばそこで新しく更新をするのではなく、その土地にあった形で得る、廉価でかつ需要ニーズを持たせる形の新しい作物なのか、林産物なのか。そのようなものも今、考える転換点ではないか。これは若干、計画から離れますが。得る指標という考えの中で何が何でも目標なのか、ちょっと待てよという部分が出ているのではないかと考えております。

木村会長

ありがとうございました。大分、時間がオーバーしておりますが、津金委員から御意見があります。

津金委員

福島県町村会からの推薦をうけ、参加してります津金です。県内の町村はすべて山をかかえている。林業を生業としている方が多くいらっしゃいます。町村会を代表して、また、林業公社の理事をしておりますので敢えて一言申し上げます。

私の話で恐縮ですが、父親が製材業を営んでおりました。当時は、猪苗代町では20軒くらいの製材工場がありまして山から伐り出した木を製材して、東京の市場へ運んだり、地元の大工さんに加工して、材を売ったりで結構儲かっていたそうです。

ところが今、わが町には、3,4軒しかありません。それも、建設業を兼ねて製材業をやっている。すでに建築材としての林産物の市場価値としては無くなってきているのが実態です。

その中で今後、林業はどのようにしていけばいいのか。林産物という「指標」もありますが、林産物も思うようには捌けないのが現状ですし、どうすればいいのかというのが、今の林業のおかれている立場です。そこで、今、環境問題が大きく取り上げられていて、木材がどれだけC02

津金委員 | を吸収できるか私は存じませんが、専門家によれば相当数、吸収するという  
ことです。林業の果たす役割はこの分野、先程来、事務当局のご説明にも  
ありますように、公益的な分野をもっと重視する。補助金をもらうとやる  
気がなくなるという部分もありますが、そのような考え方ではなく、林業を、  
環境を改善していくための資源とするということであれば、そこに国費を積  
極的に投入する。世界に25%のCO2削減を宣言したわけですから、それを  
どうすべきかを、国の方がまず積極的に考えるべきであろう。国の計画が  
あって地域の計画があって市町村計画がある。上も下もないのでしょうが  
国の計画のもとで、市町村の森林整備計画が行われているわけです。国が  
環境問題を重視した林業に、もっと目を向けていただきたいと考えており  
ます。

農林水産業は、第1次産業で生産価格は世の中で一番低い価格ではないか  
と思います。その低い価格が農林水産業者の所得となっている。その中  
で、他の人たちが付加価値を付けた高いものを買って生活している。ゆえ  
に第1次産業従事者は基本的には赤字構造なのです。

そこに目を向けて、ならばどうしたらいいのか。この計画に掲げられてい  
るのは農業分野ですけれども、自給率を高めることが、まず大事であると考  
えます。

ある経済の専門家が申しておりましたが、世の中のセーフティネットを確  
立する。この中の一つに自給率を高める、いわゆる自賄（じまかない）が  
できる。そういう体制ができて初めて安心して、挑戦して新たな価値を生  
み出すことができる。

まずは、林業は公益的機能を発揮できるような、国の補助金ではなく政策  
として、国土を守るという観点から林業への取り組みをぜひお願いしたい。  
それが、市町村の末端まで意識として広がれば、それぞれの農林水産業に  
従事する方々のやる気を起こすのではないかと思います。

それから、自給率を高めるということは農業ばかりでなく林業も、水産業  
も同じです。案外、福島県は全国的にあまり知られていないですが、福島  
県ではいろんなものが作れて、生産できるのです。つまり自給率を高め  
れば、県民が豊かになれるということを申し述べて終りにします。

木村会長 | ありがとうございます。他にございませんか。

矢吹委員 | 瑣末な話で恐縮ですが、業関係団体との連携の中で、森林組合、連合会  
の記述がありますが、他の記述とのバランスの問題があるかと思いたすの  
で、後ほど、相談させていただきたいのですが。

木村会長 | 後でということで、よろしいですか。

矢吹委員 | はい、私どもの関係団体ことなので、後で結構です。

木村会長 はい、わかりました。  
 それでは時間もだいぶ過ぎておりますので、続いて、「県民へのメッセージ」について、ご説明を願います。

農林企画課長 資料 1、13 ページです。前回の中間整理案の中では、県民へのメッセージということで 3 点ほどキャッチフレーズというか「基本目標」としたかったのですが、例えば、「ふるさと」、「ふくしまの食」、「農山漁村」といった意味で、例えば「みんなの絆でつくり守り育てる、ふくしまの食とふるさと」などをキャッチフレーズ的に掲げたわけです。  
 それを「基本目標」にしたいと考えておりましたが、今の時代に七五調の標語は合わないのではないかと、という意見を各方面からいただきまして現在「〇〇〇」（空欄）として書いてございません。  
 今までのことを白紙に戻すような状況になっておりました、各審議委員の皆様から御意見をいただき決定したいと考えております。  
 今すぐ、この場でのアイデアをいただくのは難しいと思いますので、この場でなくとも結構ですので、後ほど事務局にお知らせいただければと思います。

木村会長 ありがとうございます。先立って、色々な御意見等をいただきましたが、以上で、「(3) 新たな農林水産業振興計画（とりまとめ案）について」の説明を終わりますが、御質問、御意見がありましたら、お願いします。  
 今の標語に関してでも結構です。

外山委員 標語は、いくつ位書くのでしょうか。複数ですか。

農林企画課長 概ね 1 つと、考えております。

木村会長 本日、この場では出なければ、こちらの方で考えるということでしょうか。

農林企画課長 事務局にお知らせいただければ、大変ありがたいです。

木村会長 ということですので、いいアイデアがありましたら、よろしく願います。他に、今までの件に関して、御意見等はございませんか。  
 それでは、本日、皆様から出されました、御意見について取りまとめた上で、確認をしたいと思っております。色々な御意見が出ましのので、少々お待ち下さい。

森林計画課長 只今、御意見の取りまとめをしておりますので、その間に、県民アンケート等のご報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

木村会長 それでは、議事の(4) その他、報告事項となりますが、「森林環境税に関する県民アンケート調査結果等」について説明をお願いします。

森林計画課長 森林環境税につきましては、平成22年度をもって、課税期間を終了しますが、平成23年以降の在り方について納税者たる県民の皆様にご意見を伺うということで県内7方部でのタウンミーティングと、あらゆる機会において県民アンケートを実施しておりますので、それらについて御報告致します。

環境税関係資料 環-1、タウンミーティングの結果ですが、7月24日のいわき地域を皮切りに8月12日の南会津地域まで、県内7方部において総勢415名の参加者を得て開催しました。

タウンミーティングでは、県や市町村において実施した森林環境基金事業の取り組みについて御報告するとともに、参加者の方々と、これまでの取り組みや今後の在り方についての意見交換会を行っております。

当日、会場から計90件の御意見、御質問をお受けしました。中身につきましては、「制度の枠組み・事業内容」に関わるもので37件、「森林整備」に関わるもので22件、「木材利用」に関わるもので13件、「市町村の交付金」に関わるもので9件、「その他」で9件の併せて90件です。その主な傾向について御紹介します。

7会場で共通した意見の1つ目、「森林整備」で、現在、水源区域に限定して整備をしておりますが、水源区域に限定しないで森林整備をすべきという、森林整備区域の拡大に関する御意見。

2つ目、県産材を使用した住宅建設に補助をして欲しいといった「木材利用」に対して御意見も多くありました。

3つ目、森林を活用した地球温暖化対策をもっと行うべきであるとの御意見。

最後に森林環境税のPR。初めて聞いたとか、今回のタウンミーティングで分かったとか、県は課税しているのだからもっとPRをすべきではないかという、御意見がありました。

いずれの会場でも環境税の継続はしていくべきだとの意見が多く、課税期間終了に伴いやめるべきとの、ご意見はありませんでした。

次に、資料環-2「森林環境税に関する県民によるアンケート調査結果報告書」について説明します。

基本的には平成23年度以降の在り方について、現在の森林に対する意識調査を含めてお尋ね致しました。

1 ページ、2. 実施の概要です。(1) 意識調査地域は、県内一円。(2) 調査対象は、県内に所在する企業及び県内に居住する20歳以上の男女個人。

(3) 調査方法は、県、市町村及び教育関係機関においてあらゆる機会 (4) 調査期間は、平成 21 年 4 月 23 日から平成 21 年 8 月 31 日まで。(5) 回収状況は、総回収数 11,043 件、内有効回答数 10,991 件の回答を得ました。

その内、企業も法人税に上乗せで納税いただいておりますので、電話帳により無作為に抽出し実施しましたが、企業からの回答は 134 件でした。

2 ページ 3. 調査の項目ですが、1 つ目、対象者の属性、居住地、業種、性別年代等。2 つ目、福島県内の森林に関して感じていること。3 つ目、森林の働きに関して大切だと考えること。4 つ目、森林環境税の周知程度。5 つ目森林環境税による取り組みに関して大切だと考えること。6 つ目、平成 23 年度以降の森林環境税による取り組み継続に対する考え方。7 つ目、環境税を継続すべきとの回答者に対して、現在行っている森林環境税を活用した取り組み以外で行ってほしい取り組み。以上 7 点について、お尋ねしました。

まず、「回答者の構成について」は説明を省略して、4 ページ II 「調査の結果」を説明します。

1 「福島県内の森林に関して感じていること」ですが、企業回答、一般回答ともに、手入れが不十分で荒れているとの回答の割合が非常に高く、グラフでみると手入れが行き届いて健全であるとの回答は、企業の回答が約 30% となっておりますが、一般の方からの回答では約 10% にとどまっております。

一方、「手入れが不十分で、荒れている」、及び「病気、害虫などによる被害が目立つ」、「伐採されたままになっているところが目立つ」を合わせて、企業で約 50%、一般の方約 60% が荒廃しているとの認識を持っていることが分かります。

2 「森林の働きに関して大切だと考えること」ですが、森林が持つ公益的な機能、木材を生産する機能等と色々な機能を持っておりますが、企業及び一般からの回答で多かったのは、山崩れや洪水などの災害を防ぐ働きがあるとの回答です。2 番目に二酸化炭素を吸収し、地球の温暖化を防止する働き、3 番目として生活や産業に欠かせない水資源を蓄える働きとなっております。ちなみに平成 19 年度の国の世論調査では、森林に期待する働きの 1 番目は CO2 の吸収、2 番目が山崩れ、3 番目が水資源の順で、1 番、2 番と入れ替わっておりますが、ほぼ同じ傾向となっております。

3 「森林環境税の周知程度」ですが、結果を申し上げますと、「知っていた」が約 50 数%で、「知らなかった」が約 43% で半数程度の認知度しかなかったという結果を得ました。これは、タウンミーティングでも PR 不足と言われた所以かと思えます。ちなみに、本県を含め環境税を導入している 30 県でのアンケート調査等を見ると、どの県でも 30% から 40% 程度の認知度になっております。本県が約 50% であるから高いということではあ

森林計画  
課長

りませんが、どの県でもPRに悩んでいる状況です。

4「森林環境税による取り組みに関して大切だと考えること」ですが、一番多かったのが、企業、一般ともに、「水源区域の荒廃した森林整備」でした。次に「公共施設等への間伐材の利用」、「木質バイオマスの利用」、「環境学習」がほぼ同じ割合でした。タウンミーティングでの「県民の声」と似たような結果・傾向にあります。

5「平成23年度以降の森林環境税による取り組み継続に対する考え方」です。現状は水源区域で行っておりますが、「そのまま継続して取り組むべき」という方と「新たな取組みを加えて継続すべき」という方を加えた「継続すべき」が企業で94.8%、一般回答で91.6%と高い支持を得ております。「継続すべきでない」との方が4.4%ありましたが、大部分の方がそのまま継続すべきとの回答でした。

ちなみに継続すべきでないとの回答理由は「よくわからない」が160件。他に「必要性を疑問視する意見」、「取り組み効果の分かり難さへの不満意見」等で、これはPR不足の影響があると考えております。一部そのような意見もありましたことを御報告します。

6「現在行っている森林環境税を活用した取り組み以外で行ってほしい取り組み」です。これは、森林環境税を継続し新たな取組みを加える、との回答をした方にのみ伺っております。環境税を継続する場合、「地球温暖化対策として、水源区域に限定しない荒廃した森林の整備」に約90%近くの回答を得ました。その他「花粉症対策」、「企業による森林づくりの支援」、「県産材の利用促進」がほぼ同じような割合で並ぶ結果となっております。問5で水源区域対策での森林整備も大切であるとの意見もありましたが、いずれにしろ森林整備に取り組んで欲しいとの意見でした。

以上で「県民アンケート調査結果」の御報告を終了します。

次に「森林（もり）の未来を考える懇談会」という森林環境税の使途を公平、公正な目で検証・評価する懇談会に報告した際に、「県民アンケート」といっても、回答者の中に森林所有者が多数入っているので、一般県民と意見がかけ離れているのではとの御意見がありました。

私どもで独自に分析をしまして、森林の所有状況によりデータを分けて整理したのが、10ページ以下となります。

問2「県内の森林状況について」です。森林を所有している方、所有していない方、それぞれに分けて意見をまとめました。

森林を所有していない方を一般県民と敢えて呼びます。「手入れが行き届いて健全である」との認識はそれぞれ10%前後ですが、「荒廃している」と考えている方が森林所有者で83.8%に対して、一般県民は59.0%

とその差が約 25%で、大きな認識の違いがあります。この差は何かと言いますと、「よく分からない」、「特にない」という理由でした。

都市部の方からみると、森林の状況について、よく話などには聞いているのですが、実際はわからないという事かと考えております。そこに大きなズレがあったと思われます。

問 3「森林の働きでどれが大切であるとお考えですか」ですが、山崩れを防ぐなどの災害防止は全く同じでしたが、二酸化炭素の吸収、動植物の生息場所で一般県民の方が多く、水資源の関与、木材の生産では森林所有者が多くなっています。要するに森林の働きについて、災害防止という視点へは同じですが、その他の機能として森林所有者は生活により密着した働きへの期待が高く、一般県民の方は自然環境としてみる傾向が読み取れます。

問 4「森林環境税の認知度について」です。環境税を「知っていた」方が、森林所有者の方は約 67%で、一般県民の方が約 44 %。「知らなかった」方が森林所有者で 31%、一般県民の方が約 54 %と逆転しています。森林環境税の認知度は、森林所有者が森林環境基金事業に対して、見たり聞いたりと接する機会が多いために高いものと思われます。

問 5「森林環境税の取り組みで大切と考えるもの」です。荒廃した森林の整備を始め大きな差は出ておりません。強いて言えば、木材の利用に関しては森林所有者が多く、ボランティア活動、環境学習などソフト事業では、一般県民の方が若干、上回っています。

木材の活用といった実益を求めたものに対しては森林所有者が多く、環境教育等は一般県民に関心が高いという傾向がみられると考えます。これは問 3「森林の働き」の回答とも一致する内容でした。

問 6「森林環境税の継続について」です。「継続すべき」との回答がどちらも差がなく、92%以上と高い結果でした。両者とも、森林環境税に対する認知度や期待するものに若干の差はありますが、結果的に、森林環境税の果たす役割について、必要であるとの考えです。

問 7「新たな取り組みについて」です。水源区域に限定しない森林整備では差は出ませんでした。その他では、問 3と同様の結果で、木材の利活用などでは森林所有者が多く、逆に花粉症対策、企業による森づくりなどの森林そのものに対する取り組みは、一般県民が多い傾向にあります。

以上の結果から、両者に若干の認識の差はありましたが、回答者に占める森林所有者の割合が多かったことによる、偏った意見と考えなくて良いのかと。総論として、一般県民の考え方として、森林環境税を継続すべき

との意見が多かったと考えているところです。

以上、御報告を終了します。

木村会長

ありがとうございました。

只今の説明内容は、報告事項となっておりますが、もし御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

継続を希望する方が多いという御報告でした。反対する人が比較的少ないのではないかと感じます。中身を非常に知っている方で、一部反対される方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

それでは、先程のところへ戻りまして、3番「新たな農林水産業振興計画」（とりまとめ案）について、本日の御意見、御質問をまとめていただきました。口頭で申し上げますので、御確認をお願い致します。

資料1のページ数に沿って進みたいと思います。まず17ページの内容、イントロダクションです。

1番、木材の用途が建築用材主体から原材料等へとシフトしていて需給構造が変わってきている。第3章、施策の基本方向へ一言でもよいので盛り込んで欲しい。17ページに盛り込んでいく方向で検討をしていただくということが1つ。原材料等へシフトしている問題です。

2番、複合経営における林業後継者の書き込みを検討してほしい。これも17ページの中です。字数に制約もあるところ部分ですが、入れていただくということですので。よろしいでしょうか。

3番、県産材のニーズへの対応等で7行からの表現を検討してほしい。これも17ページですが、■印の3番目辺りに県産材のニーズ、需要者への対応をどうするかに関して、もう少し検討をする。

4番、21ページに関わる場所ですが、エンドユーザーとの結びつきについて農林水産業を支える絆づくりの中に記載する。

5番、何処のページということではないのですが。前回までの計画の総括、まとめにより今回の計画案と、どこが違うのかを明確にすべきではないかということに関して検討をして欲しい。

以上の5点です。よろしいでしょうか。これを入れて更に計画案を検討していただくということでお願いしたいと思います。

他にありませんでしたら、審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

以上で本日の議事を終了いたします。円滑な審議に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。

司会

木村会長、ありがとうございました。

それでは、次第の6「その他」に移ります。

事務局よりお願いします。

森林計画  
課主幹

連絡事項を申しあげます。

まず1点目ですが、本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員の皆様へお送りしまして、御確認をいただき、議事録署名人の押印をいただいた後に、写しを全委員の皆様へお送りいたします。

なお、議事録につきましては、森林計画課ホームページで公表することとなりますので申し添えます。

2点目、次回森林審議会の開催予定ですが、2月の中旬に、本日の「新たな農林水産振興計画」(案)に関する最終審議と、先程、アンケート等でご説明申し上げました、「今後の森林環境税のあり方」について審議会に諮問する予定としております。

また、森林保全部会は、「林地開発許可、変更」も含みますが、この案件と「森林病虫害防除事業」にかかる案件の2件について、2月下旬から3月頃に御審議いただく予定としております。

共に、日程が決まり次第、関係する委員の皆様にお知らせいたしますので、御出席くださいますようお願い申し上げます。以上です。

司会

最後に、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

森林計画  
課長

委員の皆様からの御意見の前に先立ちまして、先程、早矢仕委員から事業仕分けに関しての林業への影響という御質問について御説明致します。

基本的には先程、農林企画課長がお話した通りですが、詳細にお話しますと、今回の見直しで林業関係、5つの来年度概算要求の政策が仕分け対象となりまして4つの事業が廃止、1つが予算要求できないという結果でした。

その結果を踏まえて、来年度の当初予算はどうかは、農林企画課長が申したとおりで、私どもとしては、引き続き情報収集を図ってまいりたい。その結果によって今後考えていかなければならないと思っております。

ただ、民主党の「みどりの再生プラン」の中で、地球温暖化の問題もありますし、森林は大切だとの話もございますので、それを政策の中で整合性をどう捉えていくのか、注視しながら情報収集を図っていきたいと考えているところです。

司会

それでは、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

山本光子  
委員

再度、里山づくりについてのお願いです。

この中にも、教育ファームのことが沢山書かれていて、私が猪苗代町のあるホテルで研修会に参加した時にも教育ファームによって観光化、教育の参加者が増加しているとのことでした。

やはり、里山づくりの視点が少し軽く見られていて、少し記述が削られていると見受けられます。実際に里山づくりは、県の中でも、活性化につながる教育の場でもあるので、もう少し、そのような意見があるということ。

また、女性の参画につながる部分に対しても、重要ではないかと考えてお

山本光子委員 | りますので、その部分を深く、強調して入れていただきたいというのが最後  
のお願いです。  
森林環境税でも大変有効活用できる部分で、また、活性化につながる部分  
で、地域環境も良くなると思いますので是非よろしくをお願いします。

司会 | 他にございませんでしょうか

吉田委員 | 今更で申し訳ないのですが、先程、岡部委員が言われたことに、私は非常  
に感銘を受けておりまして、農村計画の研究会でも、中越の震災に関わって  
いるのですが、復興支援をするときに何が一番大事なのかと申しますと、住  
んでいた人たちの誇りなのです。  
林業者であれ、農業者であれ、経済優先で、これからのプランを作ってい  
くのだとすれば、今の環境を、この悪い環境を作ってしまった市場原理と同  
じ道を辿るのではないかと私は思っています。やはり人間の、自分の仕事に  
誇りを持つ、その生活に誇りを持つということを外さずに次の指針を示して  
いただけると大変ありがたいと思います。これは後継者につながると思いま  
す。以上です。

司会 | ありがとうございます。他にございませんでしょうか。  
それでは、地域森林計画に関する答申に移らせていただきます。  
  
只今から答申をお願いいたします。  
答申書を木村会長から畠政策監へお渡しいただきます。  
畠政策監、前の方へお願いします。

木村会長 | 御答申です。福島県知事様。福島県森林審議会会長。  
阿武隈川地域森林計画（案）並びに奥久慈、会津、及び磐城地域森林計  
画変更（案）について（答申）。  
平成 21 年 12 月 9 日付け 21 森第 4797 号で諮問のありました、このこと  
については審議の結果、適当と認め、その旨答申致します。

畠政策監 | 只今、いただきました答申に基づきまして、適正な森林管理と施業の推進  
に努めてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。  
それから最後に、皆様に御礼の御挨拶を併せて申し上げます。只今、新  
しい「農林水産業振興計画」について、様々な御意見をいただきましてあ  
りありがとうございました。  
あと 1 回、審議会が残っておりますので、皆様からいただいた意見を踏  
まえて、また、色々と新たな御意見をいただきたいと思います。  
今日、感じましたのは、森林環境税のアンケートですが、県民の調査等  
や地球温暖化対策ということを踏まえて、国からの森林整備に対する  
報告義務も来ておりますし、森林の大切さに対する国民なり県民の意識は

高まっていると思います。このようなものを踏まえて、只今、御意見を頂いたものも反映させながら良い計画にしていきたいと思います。

それから、目標指標が皆、右肩上がりではないかとのお話、確かに皆がそれぞれ感じているところではありますが、一方で、やはり先行きが薔薇色の夢を描けない中で、せめて計画の指標くらいは、元気の出る指標を出せと、県議会を含め意見が多くて、頑張れば手が届くような目標の設定くらいは、やっても良いのではないかという意見も多く、このような形となりました。御理解を頂きたいと思います。ありがとうございました。

司会

以上をもちまして、本日の福島県森林審議会を閉会させていただきます。長時間の御審議、ありがとうございました。

以上を以て閉会となる

---

以上の議事録内容に相違ありません。

---

---